

## 19世紀末英國における労働者階級の 生活状態

原 剛

### 第三章 労働者階級の要求する生活水準の一形態とその充足度

#### 第一節 ファミリ・ウェイジの観念の成立

資本主義諸国においては、一般に男性の平均賃金と女性の平均賃金との間に格差がある<sup>1)</sup>。これは理念的には男性優位の社会体制に由来するものであり、「同一労働・同一賃金」の要求が婦人運動と関連して強く主張されるのはそれ故である。しかし、実際問題としてその格差が生じる理由の大部分は、家庭外で働く婦人の生涯における就業期間と教育との関連において説明される。これは19世紀中葉にも妥当し、当時、主として中層階級の家庭の女子教育の必要を説いたバトラーも認めたことであり<sup>2)</sup>、19世紀末に婦人労働者の賃金を調査したウェッブも、婦人労働者の低賃金の理由は、女性の教育と男性への従属にあると考えている。彼の調査によれば、男性と女性とが同一労働に従事するのは稀で、概して婦人の仕事は男性の仕事に比較して質的に劣っており、そのために婦人の賃金は男性の賃金より低いのだが、その影響で、男女の仕事の間に格差が存在しない産業においても、婦人労働者の賃金が男子労働者より低いということもあった。しかし、質が多く量の多い仕事に携わる事務員や教員の場合には、女性が男性と同一の賃金を得ている場合が多いことも、彼は発見した。結論としてウェッブは、「同一労働の場合に婦人の報酬が男性の報酬より低いことがあるとすれば、それは、大部分、過去の服従の直接・間接の結果であり、それが取り除かれるとなれば、現状のように、主として習慣と世論とに依拠しつつ、一般的には、婦人たち自身の間における教育と団結によるであろう」と述べている<sup>3)</sup>。婦人労働者の低賃金と教育との悪循環の根底には、明らかに女性の男性に対する従属的地位があったが、それと同時に、男性は妻をも含めて家族全員を扶養し、女性は妻となって家事と育児に専念すべきだという思想も重要な要因となっている。この思想の是非はさておき、夫たり父親たる男の賃金が

1) 労働省婦人少年局編『婦人労働の実情』(1983), 付属統計表 pp. 90—1.

2) Josephine E. Butler, *The Education and Employment of Women* (1868).

3) Sidney Webb, 'Women's Wages', in Sidney and Beatrice Webb, *Problems of Modern Industry* (1902 edition), pp. 75, 80.

家族を扶養するに足りる額——family wage——であるべきだという思想は、19世紀末までに形成され、20世紀初頭の英国社会においては確立された社会通念となっていた<sup>4)</sup>。

家事と育児の責任の多くが女性に委ねられ、家族の主たる男性に家族を維持する責任があるという観念が生じたのは、おそらく古いことであろう。しかし、男は家族を維持するものとする観念が、「男は家事に専念する妻を扶養する義務がある」ということを意味するとすれば、それは英國では19世紀以降のことであって、それ以前の英國社会では「妻を養う」keep one's wifeという表現はほとんど聞かれなかつたとアリス・クラークは述べている<sup>5)</sup>。もっとも、16世紀中期の織布工法に「貧しい職人が自分ひとりの生活の糧を得ることができず、まして妻や家族、子らを維持する maintain ことが不可能になっている」とあるように<sup>6)</sup>、男による妻子の扶養という観念が19世紀前に皆無だったわけではないが、現実の生活のありかたとしては、それは、生産活動に全然参加しない妻子を、夫たり父たる労働者が自分の得る労働賃金のみで扶養することを意味したのではない。産業革命前の英國社会では、ジェントリの婦人も召使いを指図して家事を司り、農・工・商業の経営者たちにとって結婚は一種の共同経営の開始で、妻も大いに夫の事業に参加した。農業経営者の妻は奉公人を指揮して自ら酪乳室の作業、小型の家畜や家禽の世話、菜園の手入れ等を行なつた。商・工業の経営者の妻は、倉庫や店の管理、記帳、徒弟の監督にあたり、医者や法律家の妻は、患者や依頼人の応待、雑務のみならず、調剤とか文書の作成も行なつた<sup>7)</sup>。零細な独立手工業職人や小農の家族が全員で生産活動に従事したことは言うまでもなく、児童は6、7歳になれば働くのが普通だった<sup>8)</sup>。小農の妻が小屋の内の仕事ばかりでなく農耕作業への従事をも期待されたことは、植民地において妻帯者の移民が独身者の2倍の耕地を割り当てられたことによつても知られる<sup>9)</sup>。賃労働に従事した職人や労働者、特に不熟練労働者の場合には、彼らの得る賃金のみで家族全員の生活費を賄うことはできなかつた。マルクスは、工場制以前の成年男子労働者の賃金は彼自身と家族の生活費を賄うに足りるものであったが、機械の出現によって家族全員が労働市場に投入されたために、成年男子労働力の価値が家族の人員に

4) 1909年の救貧法調査委員会少数意見報告書は、妻の仕事は家事と育児であるとして、家族の扶養に必要な仕事か物資が男に与えられるよう提案している。The Minority Report of the Poor Law Commission (1909), p. 1194.

5) Alice Clark, *Working Life of Women in the Seventeenth Century* (1919), p. 302.

6) An Act Touching Weavers (2 & 3 Phil. & Mary, cxi, Statute of the Realm, Vol. IV, Part 1, pp. 286—7) 1555, in A. E. Bland, P. A. Brown & R. H. Tawney (ed.), *English Economic History Select Documents* (1920), p. 320. 浜林、篠塚、鈴木編訳『原典イギリス経済史』(1967), p. 138.

7) Ivy Pinchbeck, *Women Workers and the Industrial Revolution 1750—1850* (1930), chap. xii.

8) Dorothy Marshall, *The English Poor in the Eighteenth Century* (1926), p. 181.

9) C. M. Clode, *Memorials of the Guild of Merchant Taylors of the Fraternity of St. John the Baptist in the City of London* (1875), Vol. 1, p. 323, quoted in Alice Clark, *op. cit.*, p. 56.

分割されたと考えたが<sup>10)</sup>、少なくともイングランドでは、産業革命前に一般的労働賃金が家族全員を扶養するに足りたことはなかった。エリザベス1世の職人法の規定により17、18世紀に地方ごとに裁定された最高賃金は、労働者自身とその家族を扶養できる額ではなく、治安判事たちは賃金裁定に際して、労働者が彼の住む小屋の合法的建築に必要な4エイカー（約1万6,200平米弱）の保有地から食料を得ることを前提としていたであろうと指摘されている<sup>11)</sup>。職人や労働者の階層の人たちでも、16、17世紀までは零細な農地なり菜園なりを全然保有しない場合は少なかつたので、生活物資の一部はそこからの収入にも依存し、妻子はその保有地の耕作や手入れ、家畜・家禽の飼育に従事したのである<sup>12)</sup>。（因みに、1870年代に農業労働者に貸与された2分の1ないし1エイカーの小農地で収穫された小麦は平均的家族の1年分のパンを作るに十分だったと言われている<sup>13)</sup>。）また農繁期には家族全員が農業経営者によって雇用されて賃金を得た。しかし、主婦が賃労働に雇用されたのは農繁期の臨時の作業のためで、17世紀にあっては、婦人労働の賃金は収穫や除草といった季節労働のみについて定められており、主婦が年間を通して農業の賃労働に従事することは、この時期には一般的には期待されていなかった<sup>14)</sup>。家計補充の手段として落穂拾いも重要であった。落穂拾いによって家族の1年分のパンを作れるほどの麦を得ることは稀であったが、ひとりの婦人が落穂拾いによって得られる穀物は、普通、5、6ブッシュル（180ないし216リットル）とされており、それは男ひとりの年間消費量にやや不足の量であった<sup>15)</sup>。アーサ・ヤングは、落穂拾いによる収入の方が婦人の賃労働に雇用されて得られる収入より多かったとしている<sup>16)</sup>。18世紀末には、妻子が収穫期の季節労働に雇用されるにせよ、落穂拾いによって穀物を得るにせよ、それによって得られた収入は労働者の家族が住む小屋の年間の家賃に相当するものであった<sup>17)</sup>。また、紡糸等の家内工業が存在した地方では、家計はそれによって大いに助けられた。17世紀に英國で織られた織物のための織糸は、贅沢品を除けば、すべて女と子供によって紡がれたと言われている<sup>18)</sup>。18世紀初期にデフォウは、農業以外に産業のない地方を「雇用なき州」unemployed countiesと称している<sup>19)</sup>。かようにして、家族内の労働可能な

- 10) Karl Marks, *Karl Marx-Friedrich Engels Werke*, Band 23, S. 417. 岡崎次郎訳『資本論』(1972) 国民文庫第1巻第2分冊 p. 284.
- 11) G. E. & K. R. Fussell, *The English Countrywoman, A Farmhouse Social History AD 1500—1900* (1953), p. 71. John Burnett, *A History of Cost of Living* (1969), p. 122.
- 12) R. H. Tawney, *The Agrarian Problem in the Sixteenth Century* (1912), pp. 99—100.
- 13) M. K. Ashby, *Joseph Ashby of Tysoe 1859—1919* (1961), (1974 edition), p. 164.
- 14) Alice Clark, *op. cit.*, p. 66.
- 15) G. E. & K. R. Fussell, *op. cit.*, p. 66.
- 16) Arthur Young, *The Farmer's Tour through the East of England* (1770—1771), Essex, Vol. 1, p. 310.
- 17) Ivy Pinchbeck, *op. cit.*, p. 57.
- 18) Alice Clark, *op. cit.*, p. 292.
- 19) Daniel Defoe, *A Plan of English Commerce* (1728), p. 67. 山下幸夫・天川潤次郎訳『イギリス経済の構図』(1975), p. 93.

者の全員が何らかの形で生産活動に従事して家計に貢献することは、工業化前の社会において通常のことであり、家族は何らかの形で生産単位だったのである。

しかし、16世紀以来の人口増加とエンクロージャの進行は、農村にも都市近郊にも、保有地をもたない人口を増加させていった。彼らは、農業のみを主たる産業とする工業化前の発展途上国に固有の過少雇用のもとに過剰人口を形成し<sup>20)</sup>、そのなかの多くの者が低賃金で家事奉公人として中層以上の家庭に住み込んだ<sup>21)</sup>。他方、上・中層階級の家庭では、16世紀以来の商工業の進歩によって生活水準の向上を享受していたが、その安楽の向上と同時に多数の家事奉公人を抱えるようになり、17世紀には、中層階級の普通の家庭では5人の家事奉公人を住み込ませていた<sup>22)</sup>。こうした変化のなかで、上・中層階級の家庭の婦人たちは、家事や家業の事務や雑務を家事奉公人や店員あるいは事務員に委ねて自らは直接に参加せず、余暇を手芸や社交に専ら費すようになった。その安楽の水準の向上は18世紀に特に著しく、18世紀末のジェントリの家庭では婦人たちが家事に関与することは稀となり、富裕な農業経営者の妻たちもそれに倣い始めた<sup>23)</sup>。19世紀後半になると、大部分の富裕な農業経営者の妻はもはや働くことなく、娘たちはピアノと水彩画で時を過ごす洗練された生活をするのが当然と思われるようになった<sup>24)</sup>。他方、職人の間では、ひとりの資本家に雇われた多数の職人が共同作業場や工場で働くようになると、妻が家庭内で夫の仕事に協力して作業に従事することは不可能となった。また、農業労働者の間では、開放耕地や共同地のエンクロージャによる消滅や機械の発達に伴う家内工業の衰退と同時に、妻が家に居て家計を補充する可能性が消滅した。もっとも、その種の家内工業は業種によっては19世紀中葉あるいは世紀末まで存続したものもあったが、それから得られる収入は乏しかった。こうして英國の婦人は、一方では17、18世紀中に上・中層階級の間で家庭の婦人が生産的仕事に携わる必要なり性向なりがなくなったのでその習慣が廃れ、他方、職人と労働者の間では、19世紀中葉までに多くの主婦が家庭に居ながら家計を補充する手段を失ったために、それが不可能となつたのである。

ところで前述の如く、農村においても都市においても、男の賃金が家族全員の生活費を賄い得た場合はもともと少なく、家計がまったく賃金のみに依存していた場合には、主婦は家庭外で賃金労働者として働くなり、行商するなりして家計を補充していたのであるが<sup>25)</sup>、18世紀末から19

20) Mark Blaug, 'The Myth of the Old Poor Law and the Making of the New', *The Journal of Economic History* vol. XXIII (1963), p. 172.

21) D. C. Coleman, 'Labour in the British Economy of the Seventeenth Century', *The Economic History Review* 2nd series, Vol. viii (1956), p. 291.

22) Pamela Horn, *The Rise and Fall of the Victorian Servant* (1976), p. 291.

23) Ivy Pinchbeck, *op. cit.*, p. 33.

24) P. J. Perry (ed.), *British Agriculture 1875—1914* (1973), editor's introduction, p. xxiv.

25) Dorothy George, *London Life in the Eighteenth Century* (1925), pp. 170—71.

世紀前半には、そのような主婦が増加したのではないかと思われる。家内工業にせよ、家庭外の賃労働あるいは行商にせよ、縫い物や編み物等の内職にせよ、主婦がそういう家計補充の手段を全然もたない場合には、不熟練労働者や一般農業労働者の家族は、教区の救貧税による救済に依存して生活せざるを得なかった<sup>26)</sup>。

このようにして、英國の人々の全階層を通じて、異なる理由からではあるが、主婦が家庭内において家計に貢献する機会が縮小するにともなって、婦人労働に対する考え方たが変化していく。前述したように、19世紀の初めになると上・中層階級の大部分の家庭の主婦たちは生産的実務に携わるのをやめていたのだが、それと同時に、中層階級出身のジョウゼフィース・バトラーの叔母が1843年に日記に記したように、そのようなことは淑女にとってふさわしくないとされるようになつた<sup>27)</sup>。なぜなら、主婦に限らず、女性が金銭的利得のために働くのは上品なことではないと考えられたからである。B. L. ハチンズは、19世紀末には女性が働くのは悲運であるばかりでなく恥すべきことと考えられたと述べている<sup>28)</sup>。働く必要のない女性はその家族の男性の成功を示すものであり、家庭を出て働く必要のある女性は、人からも憐まれ、自らも悲しんだのであつた<sup>29)</sup>。

こうした傾向のなかで、女性はただ妻となり母となるために創造されたのであり、男に養われ、男に従属するものであるという女性観が形成され、一部の女権拡張論者を除いて、それが上は女王から下は労働者階級に至るまで、社会の一般的観念となつた。例えはヴィクトリア女王はベルギー国王にあてて「私たち婦人は支配するために造られておりません。そして、もし私たちが良い婦人であるならば、私たちはそうした男の仕事を厭わしく思わないわけには参りません」と書き送っている<sup>30)</sup>。あるいは、男子労働者の代表が構成した幾つかの労働時間短縮委員会は、1841年に「家庭と家事とに専念することこそ婦人の本分であり……工場で成長した婦人は、シャツを縫い、靴下を繕い、食事を作り、家を掃除清頓するといったことができず、……彼女らが働くことは自然の条理と神の定めに反することであり、女が働いて男はそれを傍観して遊んでいるという野蛮な状態への復帰である」と述べて、「すべての工場から女性が徐々に身を引くこと」を要求した。この陳情を受けたピールは彼らの要請を拒否したが、グラッドストンはそれに賛同

26) Alice Clark, *op. cit.*, p. 219.

27) 「淑女が淑女であるためには、ただ淑女であらねばならず、それ以外のなにものであってもならない。……帳場に居たり、何かの商取引で客にサービスしたりすることは上品でないとする従来の障壁が非常に拡大された。」 Josephine Butler, *Memoir of John Grey of Dilston* (1874), p. 228 n., quoted in Harold Perkin, *The Origin of Modern English Society 1780—1880*, p. 159.

28) B. Leigh Hutchins, *Conflicting Ideals, Two Sides of the Women's Question* (1913), p. 1.

29) W. F. Neff, *Victorian Working Women, An Historical and Literary Study of Women in British Industries and Professions 1832—1850* (1929), p. 187.

30) Quoted in Joanna Richardson, 'The Great Revolution: Women's Education in Victorian Times', *History Today*, Vol. 24 (1974), p. 420.

し、その目的実現のための具体的方策さえ示唆している<sup>31)</sup>。男子労働者の婦人労働に対する反対の根底には、労働市場における婦人労働者との競争に対する恐れもあったのだが、中層階級の人々にとっては、「工場で働く者が男性のなかではますます多くなり、女性のなかではますます少なくなるような状態を求めて努力し、その実現を望む」ことが、社会の当面する課題であると考えられたのであった<sup>32)</sup>。独立して自活したいという婦人の願望は、新聞紙上で嘲弄されさえした<sup>33)</sup>。そして「遂に新たに造り変えられた来たるべき至福の王国では、すべての婦人が男によって扶養され、金銭を家庭にもたらす必要は一切なくなり、婦人たちには、ただ野の百合を摘んでいればよくなるであろう」という説さえ現われた<sup>34)</sup>。

これは、単に家庭に関する中層階級的想像に基づく観察にすぎないのではなかった。ホーム・スイート・ホームの感傷的メロディーによって象徴された家庭像は、労働者階級をも含めたヴィクトリア時代の英國社会の夢であり、家事に専念する妻によって家の内外が整頓され清潔に管理された家庭で妻にかしづかれることは、労働者階級の男にとっても、あるいは少なくとも熟練労働者の男にとって、ひとつの理想であった。機械工だったと称するトマス・ライトは、1867年出版の著書に、工場労働者の理想的な家庭のイメージとして、夫の帰宅に備えて食事の準備がなされ、妻は美しく身支度をして、すべてがきちんと整頓されている状態を描き、逆に「食事の時間に帰宅したとき、支度ができておらず、子供たちはよごれた体で寝巻のまま横町を走りまわり、あとでそのことを工場の仲間にとやかく言われたら、女房に愛想がつきて『逃げ出すほかに手はないぞ』と思うにちがいない」と書いている<sup>35)</sup>。

ところで、17、18世紀の英國社会において、夫と妻とは一心同体とされつつも、妻は夫に従属するものであって、法的には妻は人格を認められず、その代表者は夫のみであるとされた。結婚生活における妻の従属的地位は、19世紀初頭に神学者のペイリによって、「犯罪以外のあらゆること、場合によっては婦人の幸福に多少は反することにまで及ぶ」と教えられたが<sup>36)</sup>、そういう観念は19世紀前半にはまったく変化せず、後半に徐々に改善の兆を見せたが、女権拡張運動の明らかな成果は20世紀に入ってから見られると言ってもよいであろう。従って19世紀英國における

31) その示唆とは、「第一に少女労働の開始年齢を現状の慣行より引上げて制限する。第二に女工の人数を男子工の人数との比率によって制限する。第三に夫が存命中の主婦の工場での就業を禁止する。」との3点だった。*Manchester and Salford Advertiser*, January 8 and 15, 1842, quoted in Ivy Pinchbeck, *op. cit.*, p. 200, n. 3.

32) A. Munro, 'Our Unemployed Females; What May Best Be Done about Them?' *Manchester Statistical Society Transaction* (1862-3), pp. 37-8, quoted in Margaret Hewitt, *Wives and Mothers in Victorian Industry* (1958), p. 3.

33) Josephine Butler, *The Education and Employment of Women*, p. 5.

34) Thomas W. Higgins, *Common Sense about Women* (1897), p. 180.

35) Thomas Wright, *Some Habits and Customs of the Working Classes* (1867), pp. 234-5.

36) W. Paley, *Concise Admonitions for Youth* (1809), p. 68, quoted in E. P. Thompson, *The Making of the English Working Class*, Pelican Books (1972), p. 453.

る家庭の妻の立場がどのようであったかは、想像するに難くない。J. S. ミルは「私は決して妻の待遇が一般に奴隸の待遇と大差ないと主張するものではない。しかしながら、いかなる奴隸も妻ほどの程度における奴隸ではない」と述べている<sup>37)</sup>。かかる夫婦関係のなかで妻が家を出て賃労働に従事するならば、帰宅後に、そうでない場合と同様の家事労働をすることを要求されたであろう。これは彼女にとって二重の負担を意味した。また、保育所、学校、多様な商店等の社会施設や社会的便宜が不十分なときには、家庭外での主婦の賃労働がもたらす経済的利益は、かなりの高賃金を得られなければ、あまり大きくなかったかもしれない。農業における婦人および児童の雇用調査委員会の副委員のフレイザは、「バークシャの私の教区では、次のような言葉が婦人たちの間で一種の諺になっている。すなわちそれは『家を出て働く女と家に居て働く女の収入の差は、年間にたった4ペニスで、家に居る方が結局とくだ』というものである」と述べている<sup>38)</sup>。従って、結婚後は、夫の収入が家計を賄うに十分ならば、主婦が家庭の外に出て働くのを喜ぶはずはなかった。ウェイドは、物価の高い年に労働者階級の婦人や児童の家庭外における就業が増加することを1830年代初めに認めているが<sup>39)</sup>、19世紀中葉のプレストンの家族構成を研究したアンダーソンも、19世紀の50年代に労働者の妻が工場で働いた理由は、夫の低賃金にあったことを指摘している<sup>40)</sup>。我々の考察対象の地域外であるが、スコットランドでも、「婦人が結婚後に工場で働くことは、幾分不名誉なことと考えられており、非常な必要に迫られた場合にのみ工場で働く」と1872年に地方自治庁委員が報告している<sup>41)</sup>。英國の労働者の妻を工場へと赴かせたこの必要は、19世紀末にも変わらずに存在した。20世紀初頭に出された勅命救貧法調査委員会の少数意見報告は、「主婦の工場労働の原因の大部分は、決して家事から逃れたいという婦人たちの願望にあるのではなく、男たちの慢性的不完全雇用にあるということに証言が一致している」と述べている<sup>42)</sup>。

なお、女性の賃労働に対しては、前述の如く、労働市場における競争者の出現を制限するという目的で、男性労働者の側からの反対もあった。1877年にレスターで開かれた労働組合会議では、婦人の労働を制限するための新しい法案、工場および作業場法案 Factory and Workshop Bill を支持する決議に、綿業関係の諸労働組合が賛成し、婦人労働組合連盟 Women's Trade Union のパタスン等の女性指導者たちがそれに反対したとき、当時労働運動の大指導者のひとりであり

37) J. S. Mill, *The Subjection of Women* (1869), reprint (1970), pp. 56—7. 大内兵衛・節子訳『女性の解放』岩波文庫 (1957), p. 83.

38) *First Report of the Commissioners on the Employment of Children, Young Persons and Women in Agriculture* (1868), p. 17.

39) John Wade, *History of the Middle and Working Classes* (1833), p. 207.

40) Michael Anderson, *Family Structure in Nineteenth Century Lancashire* (1971), p. 72.

41) Quoted in Francis Walker, *The Wage Question, A Treatise on Wages and Wages Class* (1876), p. 383.

42) *The Minority Report of the Poor Law Commission* (1909), p. 1194.

議会対策委員会の委員長であったブロードハーストは、「妻たちがこの世のすぐれた強い男たちに対抗して生計の資の獲得競争をなすべく引き出されるのではなく、家庭の中の彼女らにふさわしい所に居られるような状態を作るために最大の努力をすること」こそ男の義務であると述べて、同法案の支持が圧倒的多数で可決されたのであった<sup>43)</sup>。

英國の主婦が家庭内において家計を補充する機会を放棄あるいは喪失し、しかも彼女らが家庭を出て収入を得ることは好ましくないと考えられるようになると、男子労働の最低価格に関する一般的観念も変化していった。ところで、労働賃金についてイングランドでは、既に14世紀に労働者の最高賃金を法令によって定める試みがなされた。それは黒死病による人口減少の結果、労働市場が売手市場となって賃金騰貴と労働者の移動——当時の言葉を使えば浮浪——が顕著となつたことへの政府の対応であった。労働者の最高賃金の規定は、その後エリザベス一世の職人法によってひき継がれ、1813年まで存続した。物価の高騰に鑑み、物価水準を参考にして毎年、各州において治安判事と州長官が談合して定めた賃金率を発表するというこの法令を、ロジャーズは政府の陰謀と呼び、資本のために労働者を抑圧する立法だったと考えたが<sup>44)</sup>、むしろ、それは崩壊しつつあった中世の農本主義的体制を維持しようとする政府の社会政策の一環であったと見る岡田教授の見解の方が正しいと思われる<sup>45)</sup>。また、賃金率が治安判事によってしばしば変更された地方では、その変更が物価の動向よりも、労働力の不足による場合が多かったという指摘もなされている<sup>46)</sup>。

しかしながら、労働者の賃金をできる限り低く抑えることは、18世紀中葉まで、政府の政治的支配を貫徹するための統治策であると同時に、英國経済を維持発展させるための経済政策として有効な手段であると考えられていた。重商主義時代の論者の関心は専ら生産に向けられて、分配論としての賃金理論はもたなかつたようである。彼らは、ただ、高水準の輸出を保つためには低賃金が不可欠の条件であり、また、労働者の労働意欲を刺激して怠惰にさせないためにも、生活苦を伴う低賃金が必要と考えたのであった。しかし、18世紀後半になると、労働者に対する識者の態度に変化が生じた。学説史上、重商主義から古典派経済学への移行が行なわれたこの時期に、低賃金と生活苦とが勤労の刺激となるとの考え方には変えられて、労働者にとっても経済的利益が勤労の刺激になると考えられるようになったのである<sup>47)</sup>。

しかし、賃金に関する考え方のその変化の中で、理論としても政策としても、男子労働者の

43) Barbara Drake, *Women in Trade Unions* (1921), p. 16.

44) Thorold Rogers, *Six Centuries of Work and Wages* (1884) (1903 edition), p. 350.

45) 岡田与好『イギリス初期労働立法の展開』(1961), pp. 85—8.

46) W. E. Minchinton, 'Wage Regulation in Preindustrial England', in W. E. Minchinton (ed.) *Wage Regulation in Preindustrial England* (1972), p. 163.

47) この変化については、A. W. Coats, 'Changing Attitudes to Labour in the Mid-eighteenth Century,' *Economic History Review*, 2nd series Vol. XI (1958—9), pp. 35—51.

最低賃金が妻の扶養費をも含むという観念は18世紀を通じてなかったようである。17世紀末に出された「貧民のためのパン」というパンフレットは、4人ないし5人の子をもつ農業労働者の家族の場合に、主婦は自分自身とひとりの子の生計費を稼ぐという想定のもとに、その家族の収支を計算しており<sup>48)</sup>、1743年の「女中のための贈り物」と題するパンフレットは、「おまえがたは持参金がないことを考えて、財産の不足を頭で補うように努めなさい。おまえがたの誰ひとりとして、共働きしないですむような結婚を望むことはできない。なぜなら、愚かな男ならでは、生活費をすべて夫に稼いでもらい、自分は1ペニも稼がないような妻をめとる者は居ないからです」と書いている<sup>49)</sup>。下層階級の労働者の妻は生計費を自ら稼ぐべきだとする思想は、当然、男子労働の最低価格には妻の扶養費が含まれないことを前提としている。アダム・スミスは労働者の生活水準向上を望ましいことと考えて、「成員のはるか大部分が貧しくも惨めであるのに、その社会が隆盛で幸福であるはずも断じてない」、「労働のゆたかな報酬は……庶民の勤勉をも増進させる」と述べたが、最低賃金に関しては、カンティヨンの説——労働者の妻は自分ひとりの生活を維持できるほどのものを稼得し、夫は自分自身の生活を支え、二人の子を養育できるものを稼得する——を紹介しつつ、「最下層の普通の労働者の場合でさえ、一家を養育するためには、夫婦がいっしょになって、彼ら自身の生活維持費としてぎりぎり必要とされるものよりも、いく分多く稼得することができなければならないであろう」と述べている<sup>50)</sup>。アダム・スミスが主婦の稼得の額をいかほどであるべきと考えたかは不明であるが、彼もカンティヨンと同じく、自分自身の生活費程度の額を考えていたのではなかろうか。貧民の状態改善協会が18世紀末から19世紀初めにかけて出した報告書は、農村の状態について述べているなかで、農業労働者の妻が冬の間は自分自身の分担金を稼ぐことができず、家族の世話をする以外に夫に対して何の奉仕もできないので、意氣消沈して坐っていると記している<sup>51)</sup>。

リカードは、労働には自然価格と市場価格があり、市場価格は自然価格に一致する傾向があると考えたが、その自然価格は「労働者をして、よく衣食し、かつ増減なくその種族を永続せしむるに均らして必要な価格」としている<sup>52)</sup>。マカラクはリカードの説を解説して、労働者の種族は、彼ら自身と家族とを維持するために十分な生活必需品を与えられなければ死滅してしまうから、それを賄うに必要な額が賃金率の引き下げられ得る最低限であるとして、リカードの

48) R. Dunning, *Bread for the Poor* (1698), p. 3, quoted in Dorothy Marsall, *op. cit.*, p. 164.

49) *A Present for a Servant Maid* (1743), quoted in Dorothy George, *op. cit.*, p. 171.

50) Adam Smith, *The Wealth of Nations* (1776) (1937 Modern Library Edition) pp. 79, 81, 68. 大内兵衛・松川七郎訳『諸国民の富』岩波文庫 (1976) 第1巻, pp. 249, 255, 227-8.

51) *Report of the Society for Bettering the Conditions of the Poor* (1798-1808), Vol. III, p. 91, quoted in Ivy Pinchbeck, *op. cit.*, p. 59.

52) David Ricardo, *The Principles of Political Economy and Taxation* (Everyman's Library), p. 52. 小泉信三訳『経済学及び課税の原理』岩波文庫 (1972) 上巻 p. 85.

言う労働の自然価格が最低賃金であるとした<sup>53)</sup>。この自然価格が、労働者の妻の扶養費をも含むか否かは明らかでないが、労働者の最低賃金が種族保存のために家族を維持できなければならぬとすれば、それは必然的に、まだ労働に従事できない乳児および出産・育児期間中の妻の扶養費を含むことになる。更にこれは、女は妻としてまた母として家庭に留るべきだとする思想と相まって、男の労働賃金が妻の扶養費をも含むべきだという議論への発展を示唆するであろう。1834年の救貧法調査委員会報告書の中に記録されたエシクスのボーラム Boreham から出された参考意見は「私の考えでは非常にまちがっていることが、この問題についてさかんに言われています。というのは、いかなる人も、ひとりの男に家族全員を養えるほど十分な賃金を与えるべきだというのは、まったく理屈に合わないことで、そうすれば、週あたりの賃金が20シリングにも上ることがあるでしょう」と述べている<sup>54)</sup>。

いわゆる「新救貧法」の立案にあたって、チャドウィックと並んで重要な役割を演じたシニアは、旧救貧法の下で南部農村地帯の農業労働者に与えられていた賃金補助手当と家族手当とに反対であった。彼によれば、賃金補助的給付は、賃金を労使間の自由な契約によって定まるものではなく労働者が当然受ける権利であるという誤った認識を労働者に抱かせ、家族手当は、労働者に無思慮な結婚を奨励するものであって、その結果は、彼らの不従順、怠惰、人口増加であった。従って賃金についても、シニアは独身者と妻帯者の賃金に格差があるべきではないと考えた。彼が独身の男に適当と考えた賃金の水準は、彼自身の生活費をやや上まわるものであって、労働者はその余剰を貯えて将来の結婚に備えるべきであった。そして結婚後の労働者の家族の稼得は、妻子の収入をも考慮に入れて計算された。彼は男の労働賃金が妻子を扶養できる額であるべきだとする観念を否定したのであった<sup>55)</sup>。

これとは対象的に、タッケトは1840年代に刊行された書物に、「イングランドでは……農業労働者の賃金は、彼自身と中規模の家族を扶養するに十分な額より若干多くなければならないことは、議論の余地のない原則となっている」と述べている<sup>56)</sup>。また、同じく1840年代末に刊行された『経済学原理』に、J. S. ミルは「労働者の妻が一般の慣習によりその労働者の収入を助けることになっていない所では、男子の賃金は、少なくとも彼自身とその妻と人口を維持するに足りる数の子供を養うに足りるものでなければならない」としている<sup>57)</sup>。女性の解放を主張し、その

53) J. R. McCulloch, *The Principles of Political Economy* (1870), p. 385.

54) S. G. & E. O. A. Checkland (ed.), *The Poor Law Report of 1834* (1974), p. 136.

55) Nassau W. Senior, *Three Lectures on the Rate of Wages* (1831), p.7.

56) J. D. Tuckett, *A History of the Past and the Present State of Labouring Population including the Progress of Agriculture, Manufacture, and Commerce* (1846), p. 404.

57) J. S. Mill, *Principles of Political Economy with Some of Their Application to Social Philosophy* (1848), *Collected Works of J. R. Mill* (1965), Vol. 2, p. 396. 末永茂喜訳『経済学原理』岩波文庫、第2巻 (1975), p. 381.

ためには婦人の経済的な独立が必要と考え、婦人に対してあらゆる職業の門戸を解放すべきだと考えたミルにとっては、女性が結婚後も職業をもつことは望ましいことであった。それで彼は、女性が家計に貢献する賃金を稼得することが慣習的な場合には、それを積極的に評価しつつ、それ以外の場合には、妻の扶養費をも含めるべきだと考えたのであった。しかし労働者の妻が家計に貢献する額がどの程度であるべきかについて、ミルは明確にしていない。彼はあるところでは「かりに妻が若干の収入を得るとしても、夫婦の賃金の合計は、彼ら自身ばかりでなく、（少なくともいく年かの間は）その子供を養うものでなければならない」と述べ、またあるところでは、婦人が「自分自身のために労働する時間を制限すること……。夫のために夫の家庭において労働する時間をもたせようとしている<sup>58)</sup>」に反対している<sup>58)</sup>。

ところで、タッケトとミルが述べたところの最低賃金決定のこの原則は、19世紀中期のイギリスにおいて、タッケトが書いたように「議論の余地のない自明のこと」とされてはいなかつた。1863年にブレイキは、「いかなる原則に基づいてそれ（賃金）が決定されるべきかは、近年、特に際限なく論じられてきた問題であり、いまだに容易に決着のつきそうもない問題である」と書いている<sup>59)</sup>。

しかしながら、賃金が何によって決定されるかについて、古典派経済学はある意味で初めから明確な答を出していた。すなわち、賃金を決定するのは自由な労働市場における需要供給の関係であり、そこにおいて供給が過剰になる理由はマルサスの人口論によって説明され、労働賃金の改善の要求は賃金基金説によって斥けられた。シニア、マカラク、ケアンズ、そして1869年までミルによって提唱された賃金基金説は、労働者階級のなかにさえ信奉者を見出した<sup>60)</sup>。それはどちらかと言えば、1870年代以前には主流を占めた理念だったと言えよう。賃金基金説においても、労働の最低価格は労働力の再生産に要する費用であったが、賃金率の水準の変動が労働人口の増減に依存すると考え、必要以上の人口増加を望ましくないとしたこの学説が男子労働の最低価格に妻子の扶養費を含めて考えなかったのは当然であろう。

しかし、最低賃金の問題は経済理論の問題であるばかりでなく、社会政策の問題として重要であった。前述の如く、家庭内の妻子による家計補充的収入の道の途絶は、18世紀末から19世紀初めに農業労働者の困窮を増大させ、救貧税支出急増の一因となったのだが、政府はその原因が労

58) *Ibid.*, Vol. 2, p. 396 and Vol. 3, p. 953. 前掲訳書, 第2巻, p. 381, 第5巻, p. 318.

59) W. G. Blaikie, *Better Days for Working People* (1863), p. 83.

60) ミルはこの年に賃金基金説支持を修正した。J. S. Mill, 'Thornton on Labour and Its Claims', *op. cit.*, Vol. 5, p. 444. ウエップ夫妻によれば、1840年代以降、労働組合の指導者等は、労働力供給を制限することによって賃金を引き上げようとした。Webbs, *The History of Trade Unionism* (1894) (1920 edition), p. 201. 1865年のイングランドの中央会議で大工のウエストンが賃金基金説を主張したのに対する反論として、マルクスは一書を著わした。K. Marx, *Lohn, Preis, und Profit*, Karl Marx, Friedrich Engels Werke, Band 16, s. 103. 長谷部文雄訳『賃金、価格、および利潤』岩波文庫 (1956), p. 15.

労働者階級の道徳的退廃にあると考え、1792年には、労働者階級の男が酒場や悪所に通って妻子の生活費までも浪費して遂に教区の救済を受ける場合には、その男を処罰するという法律を発布している<sup>61)</sup>。労働者階級の困窮の原因が労働者の道徳的問題に起因するという思想は、1834年の救貧法改正法にも明らかであり、同法は、自由な労働市場創出という労働政策的側面をもちながらも、主たる目的は労働者階級の道徳的退廃の矯正にあったのである<sup>62)</sup>。労働者階級の困窮の真の原因は低賃金にあると認識して、農業労働者の賃金は彼とその家族がある程度快適に生活できる額であるべきだと考えたホイットブレッドによって1795年に提案された最低賃金法案は、自由放任を経済政策の大原則と信奉し、労働賃金もそれ自身が自ら然るべき水準に定まるままに放任すべきだとするピットの反論を受けて、議会を通過しなかった<sup>63)</sup>。しかし、18世紀末のイーデン、19世紀中期のメイヒューやその他の人々による労働貧民の実態報告や、上・中層階級の人々による組織的慈善活動は、労働者に対する一般的認識を改めさせ始めた。また、19世紀に行なわれた一連の社会改良運動とその結果としての諸立法は、労働賃金に関する観念に影響を及ぼした。賃金率の決定を労働市場における需給関係のみに全面的に委ねることは、もはや妥当とは考えられなくなったのである。労働者階級の指導者のひとりであり、自らも労働者階級の出身であったロイド・ジョウンズは、十分な食料とある程度の個人的家庭的安樂とを労働者に保証するような最低賃金を労働組合の指導者たちが要求するべきであると主張して、これを生活賃金 living wage と呼んだ<sup>64)</sup>。こうして、19世紀末になると、ウェッブ夫妻の言葉を借りれば、「一般的合意により、雇用主は労働者に対して、あらゆる範囲の労働条件において、従来慣習的に支払ってきたものとか、彼らが労働者に押しつけることのできるものではなく、議会と議会における専門的助言者が労働者の健康と能率にとって必要と考えるものを与えることが要求される」ようになった<sup>65)</sup>。それでは、労働者の健康と能率にとって必要なものは何かというと、アッルフレド・マーシャルによれば、「普通の農業労働者あるいは都市の不熟練労働者とその家族にとっての生活必需物資とは、下水設備のある数室の住居、暖い衣類、若干の替着用の下着、きれいな水、十分な穀類の食料、適量の肉と酒、少量の茶等、および若干の教育と若干のレクリエーション、そして最後に彼の妻が母としての義務と家事とを適切に遂行するために他の仕事から十分に解放されていること」である<sup>66)</sup>。これが、マーシャルによれば農業労働者なり不熟練労働者なりが効果的に労働

61) 32. Geo. III., c. 45 (1792), quoted in Ribton-turner & Charles James, *A History of Vagrants and Beggars and Begging* (1887), p. 212.

62) 拙稿「新救貧法をめぐる英國における最近の研究」社会経済史学42巻2号(1976) pp. 207—8.

63) *Debates on Whitbread's Minimum Wage Bill, Parliamentary History*, Vol. xxxiii, cols. 700—15, 1796, in A. E. Bland, P. A. Brown & R. H. Tawney (ed.), *op. cit.*, pp. 557 & 565.

64) S. & B. Webb, *History of Trade Unionism*, p. 326.

65) S. & B. Webb, *Industrial Democracy* (1897), p. 584.

66) Alfred Marshall, *Economics of Industry* (1893), (1949 edition), p. 44.

し得る生活水準であり、最低賃金はこれを賄うに足りる額でなければならなかつた。ところで、妻が育児と家事とに専念するために他の仕事から十分に解放されるためには、彼女の夫の稼得が妻の扶養費をも含まねばならないことは言うまでもない。

こうして19世紀後半に、男子の収入は彼自身と彼の妻子とを扶養するに足りるものでなければならず、家族の生計は夫たり父たる家長の収入に依存するべきであるということが、中層階級以上の人々の一般的社会通念であるのみならず、労働政策あるいは社会政策的側面からも、最低賃金の基準として承認されたのである。英國の社会保障制度の主要な立案者のベッヴァリジは、1909年に「社会は労働の上に築かれており、社会の成員は各々責任を負っているが、その責任は、大多数の場合に労働の報酬によってのみ遂行することができる。社会の理想的な単位は、夫と妻と子が夫だけの稼得によって維持される家族である」と述べている<sup>67)</sup>。もちろん、この場合に扶養家族に含まれるのは、通常、労働者階級の間では、妻と初等教育終了年限未満の児童であったが、中層階級にあっては、女子は結婚するまで家に留まり、親または兄弟によって養育されるのが普通であった<sup>68)</sup>。

以上の賃金に関する理念的変化は、社会的生産過程の変化に伴い、従来は生産単位であった家族の多くが消費単位に変化したこと、しかも労働者階級の男女の労働力を、すべて吸収するほどに雇用が存在しなかつたこと、また婦人、特に主婦の工場労働が労働者の家族に及ぼす悪影響とその結果としての労働者の道徳と能率の低下に対する支配階級の憂慮から生じたのであったが、労働者自身はそのことについてどのように感じたであろうか。

工業化前の農業を主体とする経済においては、いずれの国の農家経済においても、家族内の労働可能の者の全員が何かの形で生産活動に従事するのが普通であり、工業化前のイングランドもその例外ではなかつたが、エンクロージャによって零細な農民は保有地と共同地の利用を奪われ、妻子のそこから得られる収入の機会を失ってしまった。しかし、エンクロージャによって新農業が始まられると、農業労働者の主婦に雇用の機会が増加するということもあった。ファッセルは、この新しい農業における根菜栽培が、馬による犁耕でなく人間の手による手入れを必要としたので、農業労働者の妻のために雇用を創出したと述べている<sup>69)</sup>。ピンチベクも、その新農業が根菜栽培のほかに定期的除草や中耕回数の増加によって女性にもできる作業を創出したことを認めてはいるが、彼女は、その農法がエンクロージャと歩調を合わせては進行せず、多くの保守的農業経営者が旧套を墨守したので、それが18世紀中に婦人の雇用に貢献した程度は小さく、その貢献はむしろ19世紀に入って新救貧法が施行された30年代以降のことであつて、新救貧法施行後においては、新農業が婦人日雇労働に雇用の機会を与えたと述べている。しかし、ピンチベク

67) William Beveridge, *Unemployment: A Problem for Industry* (1909), p. 1.

68) B. L. Hutchins, *Conflicting Ideas* (1913), pp. 12—3.

69) G. E. & K. R. Fussel, *op. cit.*, p. 156.

は農業以外の婦人の賃労働従事が18世紀末から19世紀初期にかけて増加したと説き、その原因は初めはナポレオン戦争による男子労働力の減少、次に新農業と新救貧法による院外救済廃止だったと考えている<sup>70)</sup>。こうして農業労働の場合には19世紀の30年代から主婦の賃労働が増加し、それが労働市場で男子労働と競争して男子労働者の賃金を引き下げる結果を生じさせ、その低賃金が更に妻の賃労働を増加させるという悪循環が生じたのであった。ピンチベクは、この時期には、男の賃金が妻をも含めた家族全員を扶養するに十分であるべきだという観念は、農業労働者にとって初めて聞くことだったであろうと述べている<sup>71)</sup>。1849年にモーニング・クロニクル紙に送られた通信によれば、バッキンガムシャ、ウイルトシャ、オックスフォードシャに住む約4万組の農業労働者者の夫婦のうち、約半数の妻が家を出て働いていた<sup>72)</sup>。

家を出て働いていた妻は、必ずしもそのすべてが農業労働に従事したのではなかったであろうし、家に留まった妻が家事と育児以外は無為の日々を過ごしていたとは限らなかったであろう。産業革命は家内工業を衰退させたが、家内工業の衰退と消滅の時期および消滅に至る経過は、業種により地方によって差異があった。工業化は一挙に全面的に行なわれたのではなかった。ハモンド夫妻は、家内工業と工場工業とが蒸気力導入後の初めの50年間は並行して増加したと述べたが<sup>73)</sup>、トミスは「むしろ家内工業は増加し続けたばかりでなく、そこに雇用された労働力は、19世紀半ばには工場の労働力より多かった。……1850年には、工場労働者は典型的工業労働者ではなかった」と述べている<sup>74)</sup>。たしかに、19世紀前半に（業種によっては世紀末まで）、イングランドにはレイス編み、麦藁編み、手袋、ボタン等の家内工業が存在し、それが存在していた地方では、主婦はそれによって家計を補充する収入を得られた。家内工業のない所では、農業労働者の妻は、夫の外に賃金を稼得する者が家族の中に居なければ、農業労働に従事したであろう。農業労働の賃金が低かったので、被救恤民の貧窮に陥らないためには主婦の収入が不可欠だったのである<sup>75)</sup>。しかし、農業労働者の賃金は19世紀後半、特に70年代に改善され<sup>76)</sup>、それと同時に婦人農業労働者は激減していった<sup>77)</sup>。1890年代初めにウイルトシャの農村56か村を調査したジョウジフ・アッシュビとボウルタン・キングの二人は、1870年代、80年代に、婦人によって農業労働が

70) Ivy Pinchbeck, *op. cit.*, pp. 59, 62, 57.

71) *Ibid.*, p. 86.

72) R. E. Razzell & R. W. Wainwright (ed.), *Selection from the Morning Chronicle, The Victorian Working Class* (1973), p. 378.

73) J. L. Barbara Hammond, *The Town Labourer* (1917), (1925 edition) preface.

74) M. I. Thomis, *The Town Labourer and the Industrial Revolution* (1974), p. 89.

75) Razzell & Wainwright, *op. cit.*, p. 67.

76) P. J. Perry (ed.), *op. cit.*, editor's introduction, p. xxxii. E. H. Hunt, *Regional Wage Variations in Britain 1850—1914* (1973), p. 64.

77) Charles Booth, 'Occupation of the People of the United Kingdom 1801—81', *Journal of the Royal Statistical Society* 49 (1886), p. 351 と1891年、1901年のセンサスによると、15歳以上の女性農業労働者数は1851年=14万3,500人、1861年=9万6,000人、1871年=5万8,100人、1881年=4万346人、1891年=2万4,150人、1901年=1万950人と減少した。

行なわれたことは、乾草の刈入れと家庭用の分割貸与地での収穫作業を除けば、実際になかったことを知った<sup>78)</sup>。家長たる男の賃金が妻の扶養費をも含むべきだとする意識が農業労働者の中にいつごろ一般的になったかは不明であるが、おそらく、在来の家内工業が消滅し、農業労働者組合が結成されて農業労働の賃金が引き上げられた1870年代であろうと思われる。1874年7月にヘンリ・フォーシーは「2週間もたたないことがあります、農業労働者組合の代表者会議が開かれ、婦人は加入を許されないこととなりました。それは、我が国の農業労働者は婦人の労働を承認することを欲しないという明白な理由からあります」と下院において述べている<sup>79)</sup>。

これにひきかえ、熟練労働者の間では、夫が妻を養うのが望ましいとの観念はかなり早い時期に始まっていたと思われる。1849年にリーズの既製服屋で働く仕立職人は、「以前には仕立職人の妻は決して夫を助けることをしなかった。彼は店で働き、週ごとに賃金をもち帰った。週給30シリング以上だった。そして妻は家事に携わり安楽に快適に暮らしていた。これは20年前の話だ……」と語っている<sup>80)</sup>。実際、1821年にメリヤス編み工が彼らの互助組合に関連して出したパンフレットには、彼らの労働に対する正当な報酬とは、彼ら自身と彼らの家族とが貧乏でない生活をするために必要な物資を購入できる額であるべきだと述べている<sup>81)</sup>。1867年にトマス・ライトは、年収が80ポンドから90ポンドの事務員や「知的職人」が見苦しからぬ服を着、好きな本やレジャーを楽しもうと思うならば、結婚するのは愚行であると書いているが<sup>82)</sup>、彼の記述によれば、熟練工の下で働く不熟練労働者は週給16ないし18シリングで一家を養っているというのであるから<sup>83)</sup>、彼の結婚と賃金に関する言葉は、彼が夫婦共働きでなく、夫の賃金は妻の扶養費をも含むことを前提としていたことを表すものと考えてよいであろう。

男子の労働組合は労働市場における労働力の過剰を防ぐために婦人労働を制限しようとしたが、それは、男子労働者の賃金要求が妻の扶養費をも含む額になることを意味するであろう。1872年に綱撚糸工組合が出した文書によると、彼らの労働に対する報酬を約言すれば、彼ら自身と彼らの妻と子らのための住居と食物と衣類であった<sup>84)</sup>。19世紀末には、妻が家を出て働くのは好ましくないという見解が大勢を占めたと思われ、ヨークの貧困を調査したラウントリは「夫が

78) Joseph Asddy & Bolton King, 'Statistics of Some Midland Villages', *Economic Journal*, III (1893), p. 8. 分割貸与地の耕作さえ、妻でなく、他人を雇って行なわれると報告している。Ibid., p. 12.

79) Quoted in F. Walker, *op. cit.*, p. 378.

80) Razzell and Wainwright, *op. cit.*, pp. 97—8.

81) *A Reply to the Principal Objections Advanced by Cobbet and Others against the Framework-Knitters' Friendly Relief Society*, by the Author of 'The Appeal', Leicester (1821), in *The Framework knitters and Handloom Weavers: Their Attempts to Keep up Wages, Eight Pamphlets 1727—1850* (1972), pp. 5—6.

82) Thomas. Wright, *op. cit.*, p. 262.

83) Ibid., p. 130.

84) *Preface to Rules of the United Silk Throwers, Trade and Friendly Society* (Derby 1872), quoted in Webbs, *Industrial Democracy*, p. 587.

何かの職に就いているのに妻が外に出て働くのは、ヨークの町の一般的慣習ではない」と書いている<sup>85)</sup>。妻の家庭外での賃労働に対する忌避は、不熟練労働者が比較的に多く住んでいた所でも存在したらしい。19世紀末にサマット・モームは医学生としての実習期間中にロンドンのランベスに住む労働者の家で多くの分娩に立合ったときの見聞をもとにして一篇の小説『ランベスのライザ』を発表したが、その小説中の若い工場労働者ハリイに「女のいる場所は家庭さ。女房を工場で働かせなけりゃ養ってゆけねえような亭主なら、まあ何だな、そういう男はひとりでいる方がいいとしか、おいらにゃ言えねえな」と言わせ、彼の妻となる女の母に「まったくそのとおりだよ」と答えさせている<sup>86)</sup>。

こうして、19世紀と20世紀の交には、社会政策の理論としても、中層階級以上の人々の社会通念としても、また、労働者階級の生活感情あるいは願望としても、妻は家庭において家事に専念し、夫は妻を含めた家族の家計を支えられる収入を得ることが理想となっていたことは確かである。ところで、男性労働者の最低賃金に関するこの観念は、労働者の生活との関連において幾つかの問題を提起する。ホップズボームは、労働者の賃金に関する考慮は労働市場の需給関係のみではなく慣習にも依存すると述べているが<sup>87)</sup>、ファミリ・ウェイジの観念が社会に支配的となり一種の慣習となったならば、それが労働者の期待する賃金率となり、それによって保証される生活が彼らの期待する生活様式となるであろう。結婚した男の低賃金あるいは失業が理由で妻が賃労働に従事することは、期待する生活様式を達成していないことであり、また、保育その他の社会的施設・便宜の欠如する場合に、男性優位の家庭生活の中での妻の賃労働と家事の二重の負担は夥しいものとなつたであろう。従って主婦の賃労働の増減は、人口の大きな部分を占めた彼女ら自身の生活に大きな影響を及ぼしたばかりでなく、何らかの形で家族の生活にも影響を及ぼしたと考えられるのである。

## 第二節 主婦労働

女性が賃金労働者として家庭の外で働いて賃金を稼ぎ、しかも家庭を拠り所として生活することは、産業革命前にもなかつたわけではないが、それの大規模な出現は産業革命後の新しい社会現象のひとつであった。19世紀初期の英國において女性の工場労働は児童労働とならんと識者のやかましく論じるところとなり、議会で問題とされた。それを社会問題として批判的に取り上げた上・中層階級の人々の立場は、労働者階級に対する人道主義に発する憐憫と労働者階級の道徳

85) B. S. Rowntree, *Poverty-A Study of Town Life* (1901) p. 71. 長沼弘毅『貧乏研究』(1959), p. 81.

86) W. S. Maughm, *Liza of Lambeth* (1897), in *The Selected Novels of Somerset Maugham*, Vol. 1, p. 64 田中西二郎訳『ラムベスのライザ』サマセット・モーム全集1 (1995), p. 100.

87) E. J. Hobsbawm, 'Custom, Wages and Workload in Nineteenth-century Industry', in E. J. Hobsbawm, *Labouring Men* (1964), pp. 346—7.

的退廃に対する憂慮とであった。その憂慮の理由をまとめると、第一に、女性が、特に主婦が働きに出ると家事がおろそかにされ、妻および母としての務めが果たされず、労働者の家庭が破壊されること<sup>1)</sup>、第二に、女工として働く少女は家事を見習うことができず、工場内の早熟を促す状態の中で不品行に陥ること<sup>2)</sup>、第三に、家長の監督下ならざる所で妻子が働き、相当の金額の生計の資を得ることによって、家長たる男の権威が廃れること、であった<sup>3)</sup>。女性が職業をもつて自立できる収入を得ることについては、反対論ばかりが出されたのでなく、1840年に手織工の調査報告書の中で、W. E. ヒクスンはその利点を述べており<sup>4)</sup>、マルクスとJ. S. ミルも婦人労働が婦人の地位に及ぼす好影響を認めているが<sup>5)</sup>、19世紀にはそれは少数意見であった。もつ

- 1) 婦人労働に反対のシャフツベリは議会で次のように演説した。「我が国の工業界の大なる部分において、漸次、女性が男性にとって代わりつつあることに対し、一般の注意を喚起せざるを得ません。この弊害は急速に広汎に広まり、怒濤の如く工場地帯の多くの人々の平和と経済と徳行とを荒廃させております。家庭生活と家庭の躰とは、まもなく消滅するであります。社会はもはや家族としてのまとまりをもたない集合と化するであります。」Edwin Hodder, *The Life and Work of the Seventh Earl of Shaftesbury* (1886), popular edition, p. 234。「このような状態のもとで家庭生活の可能性はどこにありますか……」Anthony A. Cooper, *Earl of Shaftesbury, Speeches of the Earl of Shaftesbury upon Subject Relating to the Claims and Interests of the Labouring Class* (1868).
- 2) エンゲルスが英國労働者階級の状態について書いたとき、大いに参考にしたであろうと言われるピータ・ギャスケルの書物中に次のようにある。「工場の中に多くの若い男女を入れることは、夥しい不品行の源である。室内の高温、両性の接触、肉欲の放埒な手本、これらのすべてが共に作用して、性的欲求を非常に若いうちに作り出す。」「結婚の貞節は彼らの間ではほとんど守られていない。夫も妻も共につみをおかす。そして性の正しいあり方に対する習慣的無関心が生じ、それがまた家庭の習慣を破壊する一要因となる。」Peter Gaskell, *The Manufacturing Population of England, Its Moral, Social, and Physical Conditions, and the Changes Which Have Arisen from the Use of Steam Machinery: with An Examination of Infant Labour* (1833) pp. 68, 147.
- 3) ギャスケル夫人は、小説の中で、女工が自活できるほどの収入を得られることが、少女が工場で働くことの最も悪い点だと、少女の父に言わせている。Elizabeth Gaskell, *Mary Barton* (1848) Everyman's Library (1971), p. 7. 1830年にリーズの牧師は、「現在の制度の甚しい弊害は、親子の絆を全く絶ったことである。権威という絆は断ち切られ、義務と愛情の絆は重みを失った」と書いている。N. Scatcherd, *The History of Morley* (1830) pp. 80—9, quoted in R. M. Hartwell, *The Industrial Revolution and Economic Growth* (1971), p. 96.
- 4) 「製造業の進歩によって生じるところの、また酷しい筋肉労働の代わりに機械を使うことによって生じるところの最大の利益のひとつは、婦人の状態を引き上げることである。ランカシャの婦人が世界中の他のいかなる婦人と比較しても高い社会的段階に位置するために欠けているのは、教育だけである。……ランカシャでは女性のための有利な雇用が豊富である。……若い女性は……両親と同居していれば、16歳から25歳まで働いて、結婚持参金として100 ポンド貯蓄できる。これがあらゆる若い婦人に可能となることは、社会にとって有益であろう。……自分自身の生活費を自ら稼ぐことができることによって得られる独立の意識は、彼女のうちにひそんでいる道徳的力を最高度に発展させるのに役立つのである。」W. Hickson, 'Notes and Observations Made during a Tour through the Weaving Districts', *Reports Presented to the Commissioners on the State of the Handloom Weavers* [1840] xxiv, p. 44. *Irish University Press Series, British Parliamentary Papers, Industrial Revolution, Textiles*, Vol. 10 (1970), p. 780.
- 5) 「資本主義体制のなかでの古い家族制度の崩壊がどんなに恐ろしくいとわしく見えようとも、大工業は、家事の領域のかなたにある社会的に組織された生産過程で婦人や男女の少年や子供に決定的な役割を割り当てるによって、家族や両性関係のより高い形態のための新しい経済的基礎をつくり出すのである。」Karl Marx, *Das Kapital* [1864] erster Band, p. 514. 岡崎次郎訳『資本論』(国民文庫2巻 1975), p. 440「労働生活をなす婦人のなかでその地位が奴隸および苦役でないものは、ただ工場に雇われている婦人だけである。」J. S. Mill, *Principles of Political Economy* [1848], ed. by W. J. Ashley (1099), p. 959. 末広茂喜訳『経済学原理』(岩波文庫第5巻, 1975), p. 318.

とも、19世紀中葉の主婦の工場労働の影響を研究したヒューイトは、それが当時言われたほど甚しく破壊的だったと考えてはいない。但し、彼女は工場で働く主婦の家庭の安楽の水準が高かったというのではなく、当時の労働者階級一般の安楽の低い水準と比較して大差なかったと言っているのである<sup>6)</sup>。

ところで、19世紀英國において、女性の工場労働が問題とされた理由のひとつには、19世紀英國における女性観もあった。前述したように、女性は結婚前も結婚後も、父なり兄弟なり夫なりによって扶養されるべきであって、女性の人生の目的は結婚して良妻賢母となることだという思想が、19世紀英國において中層階級の間に確立されたのだが<sup>7)</sup>、この思想は労働者階級の間にも、まったく同一の形ではなかったにせよ——なぜならば、労働者階級の家庭では、少女は12、3歳の年齢に達したら、家事奉公人として他家に住み込むか、工場で働くか、または裁縫の縫い子として働くのが普通だったから<sup>8)</sup>——生活様式のひとつの理想として広まっていった。従って、結婚後に女性が夫によって扶養されるべきだという観念が、中層階級のみに限定されるもので、労働者階級の間では一般的でなかったということはできない。なるほど、19世紀を通じて、婦人労働、特に主婦の工場労働や炭坑労働に反対して論じた人々の多くが中層階級以上の人たちであって、彼らの考え方は中層階級的女性観と家庭像とに基づいていたのであるからそれは必ずしも労働者階級の考え方を反映するものでなかったであろう、という見方ができるかもしれない。しかし、工場労働に従事した主婦の存在は、必ずしも彼女らの工場労働への積極的参加の姿勢を証明するものではない。彼女らの思いを真に知るのは非常に困難だが、若干の証憑によれば、労働者階級の間でも、主婦の工場労働あるいは家庭外での賃労働への従事を好ましくないとする傾向が存在したことが示されるのであって、たとえば、1813年の工場における児童雇用調査委員会報告は、結婚後に工場で働く婦人は非常に少ないと述べている<sup>9)</sup>。英國の婦人労働に関する最近の英國人研究者も労働者階級の主婦の家庭外における賃労働は、19世紀中葉からますます好まれなくなり、主婦は家事に専念するのがよいという思想が労働者階級の間にも定着したと述べているが<sup>10)</sup>、19

6) 彼女が主婦の工場労働について最大の悪影響と認めたのは、乳児死亡率を高めたことであった。  
Margaret Hewitt, 'The effect of married women's employment in the cotton textile districts on the organization and structure of the home in Lancashire—1840—1880', (1953) Ph. D. dissertation, p. 256.

7) Lee Holcombe, *Victorian Ladies at Work, Middle Class Working Women in England and Wales 1850—1914* (1973), p. 3.

8) Pamela Horn, *The Rise and Fall of the Victorian Servant* (1975), p. 32.

9) Medical Evidence to the Commission on the Employment of Children in Factories, Dr. Mitchell's Report, B. P. P., 1834, XIX, p. 38, quoted in Margaret Hewitt, *Wives and Mothers in Victorian Industry* (1958), p. 12.

10) Dorothy Thompson, 'Women and Nineteenth-Century Radical Politics', in J. Mitchell and A. Oakley (ed.), *The Rights and Wrongs of Women* (1976) pp. 136—8. ポッラードも、シェフィールドの労働者に関する研究の中で、1850年代以降の婦人のこの変化に言及している。Sidney Pollard, *History of Labour in Sheffield* (1959), p. 70.

世紀末に婦人労働組合連盟の書記長の E. A. ホウリオウクが、婦人労働者を組織するための主たる障害は、婦人労働者が一般的に結婚を期待し、結婚によって労働市場での競争から解放されることを希望している点にあると述べているのも、労働者階級の婦人の家庭外の賃労働に対する消極的姿勢を裏付けるものであろう<sup>11)</sup>。主婦の家庭外の賃労働従事を労働者階級の男子も喜びはしなかった。1840年代に「女工との結婚はまっさらごめん」というのが工業地帯のきまり文句となっていると報告されているが<sup>12)</sup>、その理由は、家事を見習わずに成長した女工は家事が不得意だと男子が考えたからであった。工場経営者のアッシュワースは「結婚している男が、妻の家事以外への就業を、必要であるとか望ましいとか考えている例を知らない」と述べた<sup>13)</sup>。

家庭外の主婦労働に対する労働者階級の消極的態度にもかかわらず、労働者の家族の主婦をそれに向かわせた理由は経済的必要であった。主婦の工場労働が多かった綿業都市のひとつであるプレストンにおいて、19世紀中期に労働者の家庭の主婦が工場で働いた主たる理由は、夫の低賃金の故に第一次貧困線以下に低下しようとする家族の生活水準を上げることにあったと考えられている<sup>14)</sup>。1851年と71年の綿業都市ブラックバーンでも、工場で働いた妻の相当部分は夫の低賃金の故にやむを得ず就業していた<sup>15)</sup>。1877年のレスタにおける労働組合会議の席上、婦人労働に対する制限立法をめぐる討議の中で、女子製縫工の代表者であるメイスンは、賃労働に従事する主婦は、夫が家族全員を扶養できないので、賃金を稼がざるを得ないと述べて、制限立法に反対した<sup>16)</sup>。チャールズ・ブーズの19世紀末ロンドンの調査によれば、主婦が賃労働に従事していたのは、彼の分類のDクラス（低賃金の定期雇用者）以下の層に属する労働者の妻であって、Eクラス（標準的賃金の定期雇用者）以上の水準の家族の主婦は、賃労働に従事していなかった<sup>17)</sup>。

しかし、主婦が必要に迫られないでも工場で働いているという観察がなかったわけではない<sup>18)</sup>。1890年代にバーミンガム付近の調査をしたコレットは、夫が家族を扶養できるほど充分な収入を得ているのに、主婦が工場労働に従事していることをバーミンガムの労働者の生活の最悪の特徴であるとし、「婦人たちは、結婚後に工場での愉快な社交を失うのを淋しく思うばかりでなく、今まで慣れてきた堅実な仕事を失うことを残念に思う。この二つの理由から、彼女らの多

11) E. A. Holyoake, 'The Need of Organization Among Women', in Frank W. Galten (ed.), *Workers on their Industries* (1895), p. 203.

12) Hansard Vol. LXXV, col. 144, quoted in Hewitt, Ph. D. dissertation, p. 96.

13) Reports of Commissioners, Factory Inquiry Commission: First Report, 1833, xx, p. Es, quoted in Ivy Pinchbeck, *Women Workers and the Industrial Revolution 1750—1850* (1930), p. 198.

14) Michael Anderson, *Family Structure in Nineteenth Century Lancashire* (1971), p. 72.

15) Margaret Hewitt, Ph. D. dissertation, p. 259.

16) Barbara Drake, *Women in Trade Unions* (1921), p. 16.

17) Charles Booth, *Life and Labour of the People of London*, Vol. I (1902), p. 50.

18) *Lancet* (Nov. 21, 1874), p. 750; Mrs. Bayley, 'The Employment of Women', N. A. P. Sc, *Transactions* (1861), p. 532, quoted in M. Hewitt, dissertation, p. 258.

くは工場で働き続ける」と述べ、また、ベッドの枠を作る仕事に従事する2,000人の婦人のうちの約3分の1は、彼女らの組合の書記長によれば主婦であり、彼女らの夫は妻を扶養できる賃金を得ている者も多いと書いている<sup>19)</sup>。1904年のブラックバーンに関する報告では、工場で働く主婦の大部分が「より高い生活水準維持のために」働いており、遠足や休日や娯楽のためのかねが不可欠と考えられているとも言われている<sup>20)</sup>。

ところで、より高い生活水準維持という主婦労働の動機を、単純に妻たちの主婦業専念に対する工場労働への選好と考えてよいであろうか。バーミンガムの女工が堅実な収入源を失うことを敢えてしなかったのは何故であろうか。それは彼女らと彼女らの家族の経済的不満を回避するためのやむを得ない方法だったのではないであろうか。世紀の交には、労働者の間でも現金支出を必要とするレジャーを楽しむ権利があると考えられるようになっていた<sup>21)</sup>。ラウントリの調査では、父親ひとりの収入なり家族の稼得の合計なりが週に30シリングを越えた家族の間では、2,3日の夏休みをとったり、日帰りしたりして海岸へ汽車で行くことが流行し始めていた<sup>22)</sup>。そういう贅沢でなく日常の生活でも、人々の習慣は変わっていった。1871年にピークに達した馬鈴薯のひとり当たり消費量は、世紀末には3分の1に減少し、小麦の消費量も1870年以降は僅かながら減少して、人々はより多くの肉や乳製品を求めるようになった。1880年代以降には、特に輸入食料品の小売り流通機構の拡大に伴い、商品の価格と種類が多様化して、労働者が購入できる商品の範囲が拡大した<sup>23)</sup>。「婦人の工場労働をただ『貧困の証し』と考えるのは……正しくない」<sup>24)</sup>という見解は妥当であろう。しかし、主婦労働は彼女を含めた彼女の家族全体の要求水準が彼女の稼得がなければ満たされなかったことの証しであったというのも、多くの場合に真実だったのである。

更に男性優位の社会における主婦労働の意味したことにも注目する必要がある。働く妻の賃労働と家事労働の二重の負担は甚大だった。1週間に50時間以上も働いた19世紀英國の「良心的な主婦女工の生活は絶え間ない苦役」で、土曜日の午後に工場が終業した後、主婦の女工は常にも増していくつそう忙しく働き、「徹夜まではしなくとも、安息日の暁になるまで休む暇なく働いた」のである<sup>25)</sup>。従って当時の労働者階級の女性にとって、解放とは「家庭外の賃金雇用から脱出して

19) *Report on the Employment of Women, Royal Commission on Labour* (1893), p. 53.

20) *Report of the Inter-Departmental Committee on Physical Deterioration*, vol. I (1904), P. P. [cd, 2715] p. 126, quoted in J. H. Treble, *Urban Poverty in Britain* (1979), p. 122.

21) James Walvin, *Leisure and Society 1830—1950* (1978), p. 63.

22) B. Seebohm Rowntree, *Poverty; A Study of Town Life*, p. 107.

23) William Ashworth, *An Economic History of England 1870—1939* (1960), p. 55.

Charles Wilson, 'Economy and Society in Late Victorian Britain; *Economic History Review* 2nd series vol. 17 (1965), p. 191.

24) 川北稔「産業革命と家庭生活」、角山・川北編『講座西洋経済史』II (1979) p. 232

25) Margaret Hewitt, dissertation, pp. 87—8.

家庭に入ること」だったのである<sup>26)</sup>。しかも、このような苦しい努力の結果、得られたものは必ずしも満足できるものとは限らなかった。主婦不在から生じる不経済はつとに指摘されており、1847年には、主婦の労働時間を1日に1時間半短縮することによって、週あたり2シリングの支出が節約できるであろうと言われている<sup>27)</sup>。19世紀末のロンドンの洗濯工場で働く主婦たちは、子の保育料として毎週3乃至6シリングを支払っていた<sup>28)</sup>。1893年の婦人雇用調査委員会の副委員としてヨークシャの繊維工業を調査したメイ・エイブラハムは、主婦の工場労働従事に反対する者の言葉であるとことわったうえで、主婦が家を出て工場で働き、自分に代わって家事をしてもらうために人を雇えば、彼女の収入より支出や無駄による損失の方が大きいという見解を紹介

表 3-2 婦人の平均賃金別分布(人数)

	9 s. 以下	10 s.—14 s.	15 s.—19 s.	20 s.—24 s.	25 s.—29 s.	計
綿業	776	31,459	22,707	8,174	192	63,308
紡毛工業	1,372	11,175	4,082	10	—	16,639
梳毛工業	4,086	12,714	125	—	—	16,925
リンネル工業	17,115	4,696	128	—	—	21,939
ジュート工業	8,023	2,886	—	—	—	10,909
麻等工業	657	635	6	—	—	1,298
絹工業	2,848	2,193	151	—	—	5,192
絨緞工業	240	997	89	—	—	1,326
メリヤス工業	558	1,360	278	—	—	2,196
レイス工業	168	557	143	—	—	868
極く小幅物工業	1,879	5,900	9	—	—	7,788
肩織維加工工業	236	159	—	—	—	395
鉱業(石炭等)	365	4	—	—	—	369
鉱業(金属)	251	—	—	—	—	251
窯業	8	—	—	—	—	8
道路舗装・下水	52	—	—	—	—	52
ブリキ板	202	305	—	—	—	507
製銅等	38	41	11	18	2	110
製靴	164	474	212	13	4	867
酒造	2	9	—	—	—	11
煉瓦・タイル	166	70	24	—	—	260
化学肥料	29	4	—	—	—	23
鉄道貨車	—	8	4	—	—	12
計	39,235	75,646	27,969	8,215	195	151,263

Board of Trade, General Report on the Wages of the Manual Labour Classes in the United Kingdom with Tables, 1893—94 [C. 6889] Vol. LXXXIII, part II, p. 474.

26) Elizabeth Roberts, 'Working Wives and Their Families', in Theo Barker and Michael Drake (ed.), *Population and Society in Britain 1850—1980* (1982), p. 148.

27) *Hansard*, vol. Lxxiv, col. 1052 (1847), quoted in Hewitt, dissertation, pp. 85—6.

28) *Report on the Employment of Women*, Royal Commission on Labour (1893), pp. 22—3.

表 3-3 婦人労働者の平均賃金別分布（百分率）

	9 s. 以下	10 s.—14 s.	15 s.—19 s.	20 s.—24 s.	25 s.—29 s.	計
綿業	1.2%	49.7%	35.9%	12.9%	0.3%	100%
紡毛工業	8.2	67.2	24.5	0.1	—	100
梳毛工業	24.2	75.1	0.7	—	—	100
リンネル工業	78.0	21.4	0.6	—	—	100
ジュート工業	73.5	26.5	—	—	—	100
麻等工業	50.6	48.9	0.5	—	—	100
絹工業	54.9	42.2	2.9	—	—	100
絨緞工業	18.1	75.2	6.7	—	—	100
メリヤス工業	25.4	61.9	12.7	—	—	100
レイス工業	19.3	64.2	16.5	—	—	100
極小幅物工業	24.1	75.8	0.1	—	—	100
屑繊維加工	59.7	40.3	—	—	—	100
鉱業石炭等	98.9	1.1	—	—	—	100
鉱業金属	100	—	—	—	—	100
窯業	100	—	—	—	—	100
道路舗装	100	—	—	—	—	100
プリキ板	39.8	60.2	—	—	—	100
製銅等	34.5	37.3	10.0	16.4	1.8	100
製靴	18.9	54.7	24.5	1.5	0.4	100
酒造	18.2	81.8	—	—	—	100
煉瓦・タイル	63.9	26.9	9.2	—	—	100
化学肥料	87.9	12.1	—	—	—	100
鉄道貨車	—	66.7	33.3	—	—	100
計	25.9	50.1	18.5	5.4	0.1	100%

Ibid. p. 475.

し、毎週10シリングの賃金を得て、家事の世話をしてもらうために12シリングを支出した主婦労働者の例を挙げている<sup>29)</sup>。これは極端な例であろうが、主婦労働の賃金が、普通は日給1.5シリングから2.5シリングだったことを考えると<sup>30)</sup>、主婦労働の実質的利得は、一部の女工や特殊な技能を有する婦人を除いて、あまり大でなかったと考えても誤りではないであろう。1893—4年の統計によると、各種の産業に雇用された婦人の平均賃金の5段階に分けた分布、および繊維工業におけるそれは表3—2・3・4のとおりである。それによると各種産業に従事した婦人の約76パーセントは、週給14シリング以下で働いていた。この平均賃金の分布と、家庭外の賃労働への主婦の就業に伴って必要となる支出、および妻の賃労働従事に対する当時の社会的態度を考え併せると、主婦を家庭外の賃労働に従事させた主たる誘因は、夫の低賃金以外になかったであろうと考えられるのである。

ところで、ランカシャの工場で働いた若い女工のすべてが、結婚後も長く働き続けたわけではない。結婚直後は工場に出勤し続けた女工も、出産後は仕事をやめることが多かった。出産後の

表 3-4 女工の平均賃金別分布

地 区	—9 シリング以下	10—14 シリング	15—19 シリング	20—24 シリング	25— シリング以上
ランカシャ・チェンヤ の綿業	7,245 人	30,482 人	21,708 人	8,216 人	192 人
ヨークシャ・ランカン ヤの紡毛業	1,159	6,973	2,767	10	—
イングランド西部の紡 毛業	796	961	—	—	—
ヨークシャの梳毛工業	6,902	11,838	115	—	—

上記のパーセンテイジ

ランカシャ・チェンヤ の綿業	10.7 %	44.9 %	32.0 %	12.1 %	0.3 %
ヨークシャ・ランカン ヤの紡毛業	10.6	64.0	25.3	0.1	—
イングランド西部の紡 毛業	45.3	54.7	—	—	—
ヨークシャの梳毛工業	36.6	62.8	0.6	—	—

(出典) Report by Miss Collet on the Statistics of Employment of Women and Girls (1894), p. 53.

主婦を家庭から労働市場へと投入したのは経済的原因だった。1904年の報告では、出産後に早々に工場に復帰した母親の15分の11は、その夫の低賃金か失業に起因する貧困が理由で、そうしたのであった。1904年のダンディでは、これらの主婦の夫の週賃金は1ポンド以下であり<sup>31)</sup>、その他、ヨークシャやバーミンガムについて行なわれた調査でも、同様の結果が報告されている<sup>32)</sup>。ちなみに1894年のリヴァプールの例では、4人の子のいる家族の1週間の生活費は25シリング6ペソスと推計されており<sup>33)</sup>、ラウントリによれば、夫婦子5人家族に要する最低生活費は21シリング8ペソスで、これらには、酒、煙草、互助会費は含まれていない<sup>34)</sup>。ラウントリの週給20シリングの一人の定期雇用労働者は、毎週、ビールに7ペソス、煙草に3ペソス、疾病互助クラブに6ペソス、生命保険クラブに4ペソス、衣料互助クラブに3ペソス、計23ペソスを支払った<sup>35)</sup>。彼のアルコール飲料費が7ペソスのみであれば、それは少ない方だった。ラウントリは当時の労働者階級の家族のアルコール飲料費を6シリング10ペソスと推計している<sup>36)</sup>。最近示された数字

29) Ibid., p. 102.

30) Standish Meacham, *A Life Apart, the English Working class 1890—1914* (1977), p. 99.

31) J. H. Treble, *op. cit.*, p. 123.

32) Standish Meacham, *op. cit.*, p. 97.

33) José Harris, *Unemployment and Politics: A Study in English Social Policy 1886—1914* (1972), p. 37.

34) B. Seebohm Rowntree, *op. cit.*, chap ix.

35) Ibid., p. 84.

36) Ibid., p. 177.

でも、当時、国民ひとりあたり 2.3 ペンスが、毎日、アルコール飲料に費されている<sup>37)</sup>。これらを加えるならば、夫婦子 5 人の家族の生活費は週に 20 数シリングに上ったであろう。ランカシャーの工場で働いたハーフ・タイマ half timer と呼ばれた学童の賃金は週に 3.5 ないし 4.5 シリングだった。父親の賃金が 20 シリング以下の場合にはこの学童の稼得が必要だった。12 歳未満で、ハーフ・タイマとして働く許可を得られない児童は、放課後に商店の手伝いや使い走りをして、週に 2, 3 シリングを稼いだ<sup>38)</sup>。母親は内職をしたり、下宿人を置ければ、それによったりして家計を補充した。しかし、内職の手間賃は著しく低く<sup>39)</sup>、下宿人を置くことには住居の制約があった<sup>40)</sup>。夫の低賃金なり失業なりに起因する家計の不足を補充するこういった補助的稼得がない場合に、救貧法による屈辱的救済か主婦労働かの二者択一を迫られたとき、労働者の主婦は家庭を出てフル・タイムの定期雇用に就いたのであった。それは夫にとっても妻にとっても不本意なことであったろう。そういう意味で、主婦の賃労働従事の存在の程度あるいは範囲は、一応労働者の夫と妻の不満のそれに対応するであろう。そこで、次に我々は 1851 年、1871 年、および 1901 年のセンサスの職業統計表から、19世紀中期と世紀末の主婦労働を集計的に概観することによって、当時の労働者の生活状態を推定してみることにする。

1801 年以後 10 年ごとに英国で行なわれてきたセンサスに比較的詳細な職業統計が付されるようになったのは 1841 年以降である。この年の統計は、全国の人口を男女に分けて職業別に分類し、州ごとの数字を示した。1851 年センサスでは、職業統計は更に詳細になり男女別の人口を 5 歳ごとの年齢群に分け、それを 17 に類別し、それを更に男子は 332、女子は 198 の項目に分類して表記した。1871 年センサスの職業統計は、職業の類別の方法では 51 年センサスと異なっているが、職業の小項目はほとんど同じである<sup>42)</sup>。しかし、我々が問題とする主婦労働に関する数字はこの二

37) A. E. Dingle 'Drink and Working-Class Living Standard in Britain 1870—1914', *Economic History Review* 2nd series vol. 25 (1972), p. 619.

38) J. S. Hurt, *Elementary Schooling and the Working Classes 1860—1918* (1978), pp. 193, 207—210.

39) 19世紀末に製縫の内職は早朝から深夜まで終日働いても、週に 5, 6 シリングしか得られなかった。Duncan Bythell, *The Sweated Trades: Outwork in Nineteenth Century Britain* (1978), p. 78.

40) 20世紀初頭のミドルズバラでは、鉄工業を主たる産業とする同市に婦人のための雇用がほとんどなかったという事情もあって、労働者の家族の約 3 分の 1 が下宿人を置いていた。P. N. Stearns, 'Working-Class Women in Britain 1890—1914', in Martha Vicinus (ed.), *Suffer And Be Still, Women in the Victorian Age* (1972), p. 115. また、例えば 1901 年センサスによれば、Bolton 市の全借室単位数 36,171 件中、4 室以下の件数が 21,524 であった。

41) Ann Oakley, *House Wife* (1974) (Pelican Books 1976), p. 50.

エリザベス、ロバツも次のように述べている。「母親が家族のために働いた場合は、常に、やがて子が母に代わって働くようになるであろうと考えられていた。実際、多くの家族において、母親が仕事をやめるのは、子らの賃金によって家族全体の収入が十分な水準に達するほど子らの賃金が高くなつたときであると考えられていた。Elizabeth Roberts, 'Working Wives and Their Families', in Theo Barker and Michael Drake (ed.), *Population and Society in Britain 1850—1980*, p. 146.

42) 1851 年の統計では、扱われる原料によって職業を分類したので、絹製造業と肉屋、棉業と八百屋、が各々同一の範疇として分類された。

つの統計には示されていない。英國のセンサスは1901年まで婦人労働者の既婚と未婚の別を職業統計に示していないからである。

そこで、自分の家庭内にあって家事や家業に従事し、しかも家業については自分が主たる責任を負わないでもよい立場にいた20歳以上の婦人と、不労所得に依存した20歳以上の婦人の合計が、20歳以上の婦人全体の中に占めた比較を見ることがある。これらの女性は19世紀英國の社会通念上、女性のあり方に関する期待を一応満たされていた人たちと考えてよいであろう。これらの女性を1851年センサスの職業統計から抜き出すと、次ぎのとおりである。すなわちVの(1)（特定の職業の明記なき）妻、(2)（特定の職業の明記なき）寡婦、(2)娘、孫、姉妹、姪（とのみ記入の者）、(4)学生（在宅学習）学生（学校在籍）、VIの(1)宿屋の亭主の妻、(3)製靴職の妻、VIIの(1)商店主の妻、IXの(1)農場・牧場の経営者の妻、娘、孫、姉妹、姪、XIIの(1)肉屋の妻、XIIIの(2)認可居酒屋・ビールショップの亭主の妻、XVII 親族の被扶養者、VII 家主、資本家、IX 地主、XVI 貴族の淑女、独立生活者、年金生活者である。1871年センサスの職業統計は、前述の如く、1851年センサスとはちがう方針で類別され、6類別、397項目に分けられ、順序も異なっているが、上に挙げた1851年の項目が1871年の職業統計にも記載されているので、これを抜き出すことができる。但し、1851年センサスにあったところの「(職業の明記なき)妻、寡婦、娘、孫娘、姉妹、姪」という項目は、71年センサスでは一括されて「家事に従事する妻およびその他」とされてしまった。1851年センサスの前述の項目に相当する項目を1871年センサスから抜き出すと以下のとおりである。IIの(1)家事に従事する妻およびその他、(2)宿屋・酒場・ビールショップの亭主の妻、下宿屋の亭主の妻、商店主の妻、農場・牧場経営者の妻、製靴職の妻、肉屋の妻、IIIの(1)資本家、株主、IVの(1)地主、Vの(1)家主、VIの(17)職業の記入なき上層階級の人または資産家、上層階級の淑女、独立生活者、年金生活者、(18)学生となる。従って、1851年と1871年の両センサスの職業統計中の上記の項目の20歳以上の女性の統計の比較は、同種のものの比較と言える。この範疇の女性が20歳以上の女性人口中に占めた比率を1851年と1871年について、州規模で比較すると、ロンドンと39の州、ヨークシャの3地域、南・北ウェールズ、の合計45の地域のうち、3分の2以上の地域で、家事家業に従事する婦人の20歳以上の全女性人口中に占める比率が増加し（即ち、家庭外での仕事に従事する者が全体に占める比率が減少し）、12の地域でその比率が減少（即ち家庭外の仕事に従事する者が全体に占める比率が増加）した。その差が比較的大きい12の地域における20歳以上の婦人の有業者の分布が表3-6、3-7に示されている<sup>43)</sup>。これによって1851年と71年の有業者数を比較すると、農業以外の項目のすべてにおいて人数が増

43) 婦人の就業構造の分類では、公務員も専門職に含めた。住み込みでない家事奉公人、酒場の経営者、洗濯屋、理髪、美容師、雑役婦、新聞閲覧室経営者、ショーケース関係者をサービス業とした。職業項目にディーラーとあるものは商業に含めた。その他の職業は一括して産業一般とした。

表 3-6 家事・家業従事率増加州の

州	比率					
	専門職	サービス業	家事奉公	商業	農業	産業一般
Durham	0.86	2.69	6.62	1.59	2.18	5.15
	0.94	2.38	6.52	1.65	0.77	4.46
Derbyshire	1.07	3.07	6.04	1.38	2.18	18.86
	1.37	1.58	8.68	1.54	1.38	13.98
Leicestershire	1.39	3.4	7.63	1.31	0.66	25.3
	1.42	3.99	8.55	2.36	0.83	22.27
London	1.72	7.67	15.59	2.03	0.1	12.53
	2.08	7.8	14.65	2.47	0.07	12.53
Herefordshire	1.27	4.17	11.1	1.27	4.34	10.33
	1.89	5.19	12.1	1.43	3.05	6.51
Gloucestershire	1.57	6.46	12.7	2.03	2.85	13.41
	2.07	7.39	12.93	2.5	1.44	12.72
Wiltshire	1.49	3.56	8.04	1.32	8.97	12.93
	1.79	4.45	9.65	1.55	4.87	12.15
Dorsetshire	1.61	4.44	8.49	1.41	4.40	15.36
	1.82	5.52	10.62	2.01	2.04	12.27

表 3-7 家事・家業従事率減少州の

州	比率					
	専門職	サービス業	家事奉公	商業	農業	産業一般
Huntingdonshire	1.52	3.68	6.39	1.16	2.16	9.08
	2.46	4.61	9.18	1.57	0.54	8.66
Bedfordshire	0.97	3.59	5.56	0.9	1.53	38.37
	1.38	3.59	7.46	1.2	0.38	47.08
Hertfordshire	1.57	4.40	8.35	1.89	1.91	17.73
	1.85	4.9	10.68	1.36	0.57	20.44
Sussex	1.96	6.48	13.5	1.05	1.12	5.34
	2.45	8.0	16.41	1.31	0.45	5.01

## 20歳以上の婦人の就業構造

実数									
年	20歳以上の人口	専門職	サービス業	家事奉公	商業	農業	産業一般	計	
1851	108,567	936	2,918	7,187	1,922	2,364	5,586	20,913	
'71	180,263	1,700	4,293	11,750	2,980	1,392	8,045	30,160	
1851	71,213	763	2,184	4,301	981	1,552	13,429	23,210	
'71	87,535	1,108	1,384	7,597	1,350	1,204	12,234	24,877	
1851	65,874	916	2,234	5,028	866	435	16,666	26,145	
'71	77,541	1,098	3,097	6,628	1,829	646	17,266	30,564	
1851	762,418	13,129	58,462	118,855	15,447	769	95,519	302,181	
'71	1,022,419	21,302	79,699	149,771	25,297	761	128,139	404,969	
1851	28,259	359	1,177	3,137	358	1,227	2,919	9,177	
'71	33,799	639	1,755	4,091	483	1,031	2,199	10,198	
1851	128,682	2,022	8,315	16,348	2,608	3,663	17,258	50,214	
'71	148,127	3,065	10,950	19,155	3,707	2,129	18,838	57,844	
1851	67,016	997	2,385	5,389	887	6,013	8,666	24,516	
'71	68,133	1,220	3,031	6,574	1,053	3,321	8,275	23,474	
1851	50,586	816	2,248	4,259	711	2,228	7,769	18,031	
'71	53,665	975	2,962	5,701	1,081	1,097	6,587	18,267	

## 20歳以上の婦人の就業構造

実数									
年	30歳以上の人口	専門職	サービス業	家事奉公	商業	農業	産業一般	計	
1851	15,811	240	582	1,010	183	342	1,435	3,792	
'71	16,037	395	740	1,472	251	87	1,387	4,334	
1851	35,495	346	1,275	1,973	319	543	13,621	18,077	
'71	43,984	606	1,580	3,281	527	168	20,707	26,860	
1851	47,005	737	2,067	3,926	887	900	8,335	16,852	
'71	55,276	1,023	2,710	5,903	750	314	11,296	21,996	
1851	94,266	1,843	6,105	12,726	988	1,055	5,037	27,754	
'71	124,617	3,050	9,972	20,448	1,631	558	6,245	41,904	

加している。この人数の増減を、家事・家業従事率の増加した州と減少した州について合計して、増減の比率をみると次のとおりである。

20歳以上の女性有業者数の1851—71年の増減率(%)

	専門職	サービス	家事奉公	商業	農業	産業一般
20歳以上の女性の家事・家業従事率增加州	56.02	49.59	28.43	58.87	-36.54	20.12
同 減少州	60.26	34.09	58.41	32.8	-66.3	39.43

これを見ると、家事・家業従事率減少州において、農業の減少率と家事奉公人ならびに産業一般の増加率が著しく大である。また家事・家業従事率が増加した州では、ロンドンを除いて、産業一般への就業率がいずれの州でも低下し、ロンドンでもその比率は一定で増加していない。なお、婦人の就業率に影響を及ぼしたものとして、女性人口中に主婦が占めた比率を考えられるが、その比率が減少したのは10の地域のみで、他は増加しており、その増加傾向と家事家業従事率増加とが一致しないのは、ラトランド、リンカン、サファク、カンバランド、オックスフォード、チェッシャの6州で、その乖離の程度は甚しくない。女性人口中に占める妻の比率の増加した州でその年齢層の婦人の就業率が減少したことは、主婦の就業率に大きな変化がなかったことを意味すると考えてよいであろう。

次ぎに、さきに挙げた20歳以上の婦人の家事・家業従事者の20歳以上の女性人口中に占めた比率が1851年と71年の間に比較的大きな変化を示した12の地域の20歳以上の男の就業構造は、表3—10、3—11のとおりである<sup>44)</sup>。婦人の場合と同じく1851年と71年の就業者数を項目別に比較すると、農業と不熟練労働者の欄以外のすべてにおいて、人数が増加している。1851年と71年の間の各項の人数の増減を、20歳以上の婦人の家事・家業従事率の増加した州と減少した州について合計して、その増減の比率を見ると次のとおりである。

20歳以上の男子有業者数の1851—71年の人数の増減率(%)

	公務員	軍人	専門職	サービス	家事奉公	商業	農業	産業一般	不熟練労働者
20歳以上の婦人の家事・家業従事率增加州	46.38	-3.79	23.62	35.18	-1.15	31.35	-10.52	48.47	16.84
同 減少州	34.3	72.78	49.1	52.0	32.32	42.74	-7.4	29.27	-0.3

44) 男子の就業構造の分類は、女性の場合とほぼ同じだが、専門職と公務員を区別し、専門職の中に会計士、土木技師、測量士、建築家を含めた。

これによると、婦人の家事家業従事率が減少した州では、それが増加した州よりも、農業の就業率の減少の度合が小で、産業一般の就業率の増加の程度も小である。また軍人と家事奉公人の増加率が著しく違うことも注目される。軍人がサシクス州において甚しく増加したのは、陸海軍の年金生活者がこれに含まれたからである。不熟練労働者<sup>45)</sup>の人数は、婦人の家事・家業従事率減少州において、僅かではあるが減少するという意外な結果を示している。これによれば、不熟練労働者の人数のこの程度の変化は婦人の就業率に影響を及ぼさなかったと考えてよいのかもしれない。

ところで1851年センサスには、既述したように特別の職業を明記しない妻という項目があるから、これに宿屋、飲屋、商店主、製靴職人、農業経営者等の妻の数を加えたものを、妻の人口から控除すれば、家庭外で就業していた妻の数に近いものを得られる。他方、20歳以上の男性人口中に夫の占める比率を適用して、婦人の就業率が1851年から71年の間に比較的に大きな増加を示した4州とランカシャーの、20歳以上の不熟練労働者中の夫の数を推計すると、次の表のような結果が得られる。ここで顕著なのは、ランカシャー以外の4州では不熟練労働者の夫の推計数に比し

	(1851年)	
	有業の妻の数	不熟練労働者中の夫の数の推計
Huntingdonshire	750人	4,870人
Bedfordshire	8,235	10,378
Hertfordshire	5,387	14,302
Sussex	5,256	20,477
Lancashire	65,777	53,834

て、有業の妻の数が非常に少ないと、ランカシャーでは、有業の妻の数が不熟練労働者の夫の数を上まわっていることである。しかも、ここに挙げられた不熟練労働者は、センサスの職業統計に明らかにそれと分かる名称で分類記載されたものであり、製造業という名称の中に含まれている低賃金不熟練労働者を含んでいないから、彼らの数はもっと多かったであろうことを考えると、不熟練労働者の妻で就業していなかった者が、ランカシャー以外では、1851年に多数存在したと思われる所以である。

これまで我々は農村部と都市部の両方を含む州規模の統計を見てきたが、次ぎに都市部だけの統計に目を向けてみると、79市中の22市で婦人の家事・家業への従事率が減少しており、州規模の場合とほぼ類似の傾向を示している。前と同じように、1851年と71年の間に、20歳以上の婦人

45) ここで不熟練労働者としたのは、センサスの次の職業項目である。行商人、御者・車夫等、港湾労働者・荷物運搬人夫、農業労働者、石炭運搬夫、煙突掃除夫、道路・鉄道人夫、粘土採掘夫、一般労働者、である。

## 19世紀末英國における労働者階級の生活状態(2)

表 3-10 20歳以上の婦人の家事・家業従事率

州	比率									
	公務員	軍人	専門職	サービス業	家事奉公人	商業	農業	産業一般	計	不熟練労働者
Durham	0.68	0.45	2.11	1.04	0.71	7.36	14.22	71.67	98.24	14.43
	0.79	0.28	2.03	1.1	0.55	7.41	5.94	80.23	98.33	14.91
Derbyshire	0.59	0.46	2.1	1.48	1.12	11.25	24.64	56.31	97.95	22.38
	0.85	0.27	2.4	1.62	1.12	9.67	16.89	65.62	98.44	19.68
Leicester shire	0.59	0.75	2.39	1.60	1.89	9.59	30.83	49.92	97.56	25.39
	0.92	0.37	2.61	1.74	2.03	10.52	24.89	54.58	97.66	21.7
London	3.0	2.84	6.55	2.1	5.07	18.77	3.39	54.38	96.10	12.58
	3.25	1.94	5.9	2.13	3.61	18.44	2.74	58.7	96.71	13.53
Hereford shire	0.72	0.53	2.78	1.22	2.36	5.62	54.91	27.9	96.04	42.61
	1.12	0.38	3.22	1.36	2.44	6.82	44.97	36.71	97.02	41.42
Gloucester shire	1.3	1.14	4.04	1.78	2.32	10.77	27.85	46.68	95.88	29.31
	1.46	1.02	4.37	1.87	2.2	11.33	21.15	52.98	96.38	25.36
Wiltshire	0.89	1.23	2.44	1.45	2.06	6.83	48.61	33.43	96.84	43.38
	1.26	0.83	2.97	1.51	2.05	7.92	40.12	39.88	96.54	40.23
Dorsetshire	1.65	1.31	2.62	1.3	2.33	7.56	43.71	36.87	97.35	38.0
	1.78	3.74	2.83	1.5	2.36	9.79	36.66	38.71	97.37	35.32

表 3-11 20歳以上の婦人の家事・家業従事率

州	公務員	軍人	専門職	サービス業	家事奉公人	商業	農業	産業一般	計	不熟練労働者
Huntingdon shire	0.6	0.59	2.32	1.77	1.92	8.97	54.99	26.45	97.61	46.66
	1.06	0.42	2.86	2.3	1.55	8.3	54.04	27.63	98.16	47.51
Bedfordshire	0.61	0.66	2.17	1.66	1.55	7.98	52.31	30.19	97.13	47.81
	1.04	0.47	2.65	1.99	1.7	11.1	42.92	35.75	97.62	43.54
Hertford shire	0.96	0.46	2.42	1.81	2.48	8.43	48.64	31.98	95.18	46.08
	1.24	0.44	2.92	2.49	3.04	9.53	38.62	38.11	96.39	37.28
Sussex	1.66	1.15	3.27	1.69	3.10	9.2	42.67	34.36	97.1	37.91
	1.61	2.04	4.31	2.27	3.55	11.84	34.17	37.07	96.86	32.88

## 増加州の20歳以上の男子の就業構造

年	20歳以上の人口	人										不熟練労働者
		公務員	軍人	専門職	サービス業	家事奉公人	商業	農業	産業一般			
1851	108,071	738	482	2,277	1,128	767	7,954	15,367	77,456			15,599
'71	201,244	1,596	571	4,088	2,223	1,097	14,906	11,945	161,454			30,015
1851	69,355	409	317	1,459	1,026	777	7,805	17,091	39,051			15,525
'71	85,678	732	217	2,059	1,392	959	8,288	14,477	56,222			16,861
1851	61,560	364	464	1,470	986	1,165	5,901	18,983	30,731			15,628
'71	69,857	643	261	1,826	1,217	1,418	7,352	17,386	38,131			15,161
1851	632,545	18,960	17,946	41,425	13,267	32,078	118,746	21,453	343,955			79,575
'71	842,893	27,392	16,351	49,741	17,915	30,435	155,461	23,115	494,816			114,010
1951	28,061	202	150	780	342	661	1,577	15,396	7,828			11,956
'71	32,763	368	126	1,055	445	798	2,234	14,733	12,026			13,572
1851	107,320	1,392	1,224	4,334	1,905	2,490	11,558	29,888	50,101			31,456
'71	121,026	1,773	1,235	5,282	2,267	2,655	13,716	25,595	64,123			30,663
1851	62,049	532	765	1,516	837	1,280	4,237	30,163	20,743			27,226
'71	62,982	736	525	1,871	948	1,294	4,991	25,272	25,120			24,338
1851	45,026	743	589	1,178	584	1,048	3,404	19,682	16,603			17,110
'71	48,643	864	1,820	1,378	731	1,146	4,764	17,831	18,832			17,181

## 減少州の20歳以上の男子の就業構造

年	20歳以上の人口	人										不熟練労働者
		公務員	軍人	専門職	サービス業	家事奉公人	商業	農業	産業一般			
1851	15,449	93	91	359	273	296	1,386	8,495	4,086			7,209
'71	14,707	156	62	421	338	228	1,220	7,947	4,064			6,988
1851	31,534	192	207	683	523	489	2,516	16,497	9,520			15,076
'71	36,195	378	169	960	719	614	4,017	15,534	12,938			15,761
1851	45,084	432	201	1,093	815	1,118	3,801	21,927	14,416			20,776
'71	49,453	614	218	1,446	1,231	1,503	4,711	19,097	18,846			18,436
1851	87,898	1,459	1,015	2,836	1,483	2,725	8,086	37,502	30,202			33,319
'71	106,334	1,709	2,167	4,585	2,415	3,779	12,589	36,431	39,416			34,969

の家事・家業従事者の20歳以上の女性人口中に占めた比率が比較的に大きく変化した18都市の20歳以上の男女の就業構造が表3-15, 16, 17, 18に示されている。1851年から71年までの各項の人数の増減を20歳以上の婦人の家事・家業従事率の増加した都市と減少した都市の各々について合計し、その増減の比率をみると次のとおりである。

20歳以上の婦人有業者数の1851-71年の増減率(%)

	専門職	サービス	家事奉公	商業	農業	産業一般
20歳以上の婦人の家事・家業従事率増加都市	48.83	35.88	12.97	52.22	-6.14	14.48
同 減少都市	69.82	12.94	42.74	44.42	-7.81	34.26

20歳以上の婦人有業者数の1851-71年の増減率(%)

	公務員	軍人	専門職	サービス	家事奉公	商業	農業	産業一般	不熟練労働
20歳以上の婦人の家事・家業従事率増加都市	41.64	-29.99	23.53	13.28	-1.24	39.93	-0.01	40.77	51.19
同 減少都市	84.97	-48.61	11.86	30.53	33.77	22.47	-11.91	11.0	0.04

婦人の場合には、家事・家業従事率が減少した都市と増加した都市の就業構造の変化の差異は、農業を除いて、州規模の場合とほぼ同じ傾向を示している。すなわち、家事・奉公と産業一般の就業者の増加率が、婦人の家事家業従事率が減少した都市において、その比率が増加した都市よりも甚しかった。男子の場合には、州規模と都市部の就業構造の変化率に見られる共通の傾向は、サービス業と家事奉公の増加率が、婦人の家事・家業・従事率減少地域において増加地域におけるよりもかなり大であり、産業一般の就業者の増加率は婦人の家事家業従事率減少地域の方が小であること、及び不熟練労働者の人数が、家事・家業従事率が減少した州と都市ではほとんど変化しなかったのに、家事・家業従事率が増加した州と都市では、低賃金労働者が増加したことである。(州規模で約17パーセント、都市部では約51パーセント。)

我々は、イングランドとウェールズにおいて、州規模の単位では3分の2の地域、79都市では3分の2以上の都市で、1851年から71年の間に20歳以上の婦人の家事・家業従事率が増加し、有業率が減少したことを見た。すなわちイングランドとウェールズの20歳以上の婦人で家事・家業に従事していた者は、1851年には20歳以上の全女性人口中の65.49パーセントだったが、1871年には0.07パーセント増加して65.65パーセントとなっており、都市部だけに限ってその数字を見ると、1851年には60.37だったものが1871年には2.13増加して62.5パーセントとなっていた。この

増加が主婦の部分に生じたのか、それともそれ以外の部分に生じたのかは不明だが、前述のような20歳以上の女性人口中に占めた主婦の比率とか、20歳以上の婦人の家事・家業従事率が低下したところで、州規模でも都市部だけでも、男性成人人口中に低賃金労働者が占めた比率がその20年間にほとんど変化しなかったこととか、生活様式、特に支出の型に、この20年間ではあまり大きな変化がなかったこと<sup>45)</sup>、しかも実質賃金が上昇したと言われるこの時期に<sup>46)</sup>、社会において主婦は家庭にいることが望ましいと強く主張されたこと等を考えると、主婦の方が未婚者や寡婦より家庭外の賃労働に従事する率が増加したということはあり得ないであろう。1851年から71年にかけて、英國の15歳以上の女性の有業率は上昇したが、20歳以上の婦人の有業率は低下し、従って主婦の有業率も低下したと思われる。しかしその低下は僅少で、地域的差異を無視してイングランドとウェールズ全体について言うならば、その低下は比率において0.07パーセントであり、イングランドとウェールズの79都市全部の合計では2.13パーセントの低下であった。また、専門職に従事した20歳以上の婦人が20歳以上の女性人口中に占めた比率は、全国的には1851年の0.012に対して71年は0.015であるから、その差は微少であり、この点で女性有業者の社会的地位の向上が特に見られるということもなかった。ヴィクトリア朝大ブーム期と言われる時期の初めと終わりを比較すると、主婦の家庭外における賃労働従事は僅かに減少したとは言っても大差はなく、主婦労働を彼女らの家族の生活状態の低下の指標と見る観点に立てば、この時期における労働者の生活状態の向上は、イングランド・ウェールズの全土的視野によればほとんど差異がなく、都市部に限ってみても、その向上は極く僅かであった。

しかし、主婦労働の減少に関しては、その原因が主婦のための雇用機会の減少にあったとする考え方も可能である。男子の低賃金労働者の数と20歳以上の女性有業者の数および、その男女の比を、婦人の家事家業従事率の増加と減少が顕著だった地方についてみると次のとおりである。

20歳以上男子低賃金労働者数と20歳以上女性有業者数との比

		20歳以上の婦人の家事・ 家業従事率増加地方				20歳以上の婦人の家事・ 家業従事率減少地方			
		1851年		1871年		1851年		1871年	
		諸州	都市	諸州	都市	諸州	都市	諸州	都市
A	20歳以上の男子 低賃金労働者数	214,078	15,282	261,801	23,105	76,380	6,668	76,154	6,671
B	20歳以上の婦人 有業者数	474,387	56,197	600,351	65,372	56,475	31,465	95,094	42,235
C	B/A	2.2	3.7	2.3	2.8	0.7	4.7	1.2	6.3

45) Leone Levi, *Wages and Earnings of the Working Classes* (1885) reprint (1971), p. 35.46) B. R. Mitchell and Phyllis Deane, *Abstract of British Historical Statistics* (1971), p. 343.

州規模で見ると、低賃金労働者に対する20歳以上の婦人有業者数の比は、家事・家業従事率の増加した地方ではほとんど変化せず、家事・家業従事率が減少した地方では微増した。これは、全国的な集計に関する限り、雇用機会の縮小に起因する労働市場からの婦人の非自発的撤退はなかったことを意味するであろう。20歳以上の婦人の家事・家業従事率の減少が顕著だった州とそれの増加が顕著だった州とを比較すると、家事・家業率が減少した地方では、それが増加した地方より、婦人の家事奉公と産業一般への就業の増加率が著しく高く、また、前者の地方では、男子の産業一般への就業の増加率が後者の地方におけるより甚しく低かったことが目立っている。更に言えば、前者の諸州はもともと農業州で、男子の産業一般への就業率は30パーセント台で、他方の50パーセント台に比して非常に低かった。この地方で、1851年から71年にかけて、男子の産業一般への就業者の増加率が他の地方より著しく低かったことは、この地方では産業構造の変化が相対的に緩慢で、男子のための比較的賃金の高い雇用が少なく、従って夫や父の低賃金を補うために婦人の就業率が相対的に高くなつたことを意味すると考えられる。このような場合の婦人の就業は、やがて衰滅する運命にある家内工業、たとえば麦藁細工のような産業で、得られる収入は僅かだった。次に都市部だけの数字に目を向けると、低賃金労働者数と20歳以上の婦人有業者数の比は、家事・家業従事率が増加した地方では1対3.7から1対2.8へと低下し、家事・家業従事率が減少した地方では、1対4.7から1対6.3に上昇した。前者の地方では、1851—71年の20年間に低賃金労働者が50パーセント以上も増加したことを考えると、この地方での20歳以上の婦人の家事・家業従事率の増加（有業率の減少）には、労働市場からの婦人の非自発的撤退が含まれていたかもしれない、もしそうであれば、その撤退が生じた労働者の家族は生活状態の一層の低下を経験したであろうと考えられるが、その程度は判然としない。他方、20歳以上の婦人の家事・家業従事率が顕著に減少した諸都市の大部分は繊維工業都市で、そこでは20歳以上の男子労働力の87パーセント以上が1851年に既に商業と産業一般に従事しており、その割合は1871年には88.6パーセントになっていた。しかもここでは20歳以上の男子低賃金労働者数は、その20年間にほとんど変化していない。我々は、さきに1851年のランカシャにおいて、就業していた妻の数の方が低賃金労働者の夫の推計数より多いことを見た。この低賃金労働者とは、センサスの項目に明示された者のみで、工場や作業場で働いていた低賃金の労働者を含んでいないが、それを考慮しても、ランカシャの繊維産業都市では、1850年から70年にかけて、低賃金労働者以外の労働者の妻のかなりの人数が賃労働に従事し、彼女らの家族の合計の実質所得は30シリングを超えたであろうと思われる。彼女らの数は、多分、綿工場で働いている主婦女工の3分の1よりも少なかったであろうが<sup>46)</sup>、その数は判らない。しかし、主婦女工の賃金は必ずしも全面的な生活水準の向上をもたらしはせず、少なくとも乳幼児の生存率に悪影響を及ぼしたのは明らかであった

47) Margaret Hewitt, Ph. D. dissertation, p. 176.

ことは付記しておく必要があるであろう<sup>47)</sup>。

1851年から71年にかけて英國経済は繁栄を謳歌し、労働者もその恩恵に浴したと言われているが、この時期の初めと終わりとを比較すると、20歳以上の婦人で家事家業に従事した者の比率は、イングランドとウェールズ全体では0.07パーセント増加し、79都市の集計では、2.13パーセント増加した。婦人の家事・家業従事率の増加（有業率の減少）を労働者の生活状態の向上の指標と考えるならば、ヴィクトリア朝大ブームの恩恵によって生活が楽になったのは極く僅かだったことになる。または、婦人の家事・就業従事率の増加を雇用機会の縮小による失業と考えるならば、ランカシャの繊維工業都市を除いて、都市の大部分で低賃金労働者の家族の2パーセント以上が、家族の所得を減少したことになる。結局、婦人と主婦の賃労働という側面から見る限り、ヴィクトリア朝大ブームの初めと終わりの時期で比較すると、ランカシャやチエシャの繊維工業都市を除いて、労働者の家族の生活に大差はなかったか、あるいは僅少の変化が生じたのであり、そのブームの中で生活が楽になったのは、チャーチの言うように<sup>48)</sup>、中層階級と熟練労働者だったであろう。

我々はランカシャの綿業都市に婦人労働が特に多かったという周知の事実を再確認し、1850年から70年の時期にそこで働いていた主婦のなかには、比較的に賃金の高かった労働者の妻がいたかもしれないことをみた。しかし、ここでも、主婦の就業の主たる理由が夫の低賃金だったことを示唆する若干の証憑がある。19世紀末の綿業地帯の平均賃金は、各都市間で、表3-22のような差異を示した。この表は25歳から45歳の主婦または寡婦中に、1891年の時点で有業と申告した者が占めた比率と、女子および18歳以上の男子の1886年の平均賃金を示している。既婚婦人全体の中に有業者が占めた比率が大である都市の男子平均賃金が相対的に低く、前者が小である場合

表 3-22 主婦労働と男女の平均賃金

都 市		Burnley	Black-burn	Preston	Bury	Oldham	Stock-port	Roch-dale	Bolton	Man-chester Salford
各都市及び その近傍に おける平均 賃金	成人男子 (1886年)	s. d. 23 11	s. d. 22 7	s. d. 25 3	s. d. 24 2	s. d. 28 8	s. d. 25 7	s. d. 23 5	s. d. 29 10	s. d. 28 7
	婦人及び 全日就業 の少女 (1886年)	18 2	16 5	15 5	14 8	14 1	13 5	13 5	12 1	11 11
25-45歳の主婦及び寡 婦で1891年に有業と 申告した者のその年齢の 女性人口中に占めた比		42.5%	47.5%	39.1	30.2	24.9	28.6	26.4	18.0	15.4

(出典) *Report by Miss Collet on the Statistics of Employment of Women and Girls* (1894), pp. 56, 62.

48) R. A. Church, *The Great Victorian Boom 1850-1873* (1975), p. 71.

に後者が高いという相関が明らかで、夫の低賃金が主婦の工場労働と強い関連があったことを示している。メイ・エイブラハムの報告によれば、「綿工場の職工の妻は、概して働く必要がなく、ランカシャの工場で働いている既婚婦人の約半数は、炭坑労働者や他の職業の労働者の妻」であった<sup>49)</sup>。そうだとすれば、働く妻の半数は綿業労働者の妻だったことになる。1890年の統計によると、ランカシャとチエシャの綿工場で働いていた18歳以上の男子労働者は120,654人、18歳以上の女子労働者は118,522人で、そのうちの34,150人が妻であった<sup>50)</sup>。メイ・エイブラハムの観察が正しく、働く主婦のうちの約半数が綿業労働者の妻だったとすれば、約17,000人の綿業労働者の妻が綿工場で働いていたことになる。綿業に雇用された成人労働者の幾人が妻帯者だったか不明だが、1891年センサスによれば、ランカシャで18歳以上の男子中に妻帯者が占めた比率は約60パーセントだったから、それと同じ比率で妻帯者がいたとすれば、約12万人の男子綿業労働者中の7万人弱が妻帯者だったであろうと推計される。その妻帯者のうち、妻が働いていたのは約17,000人だったとすれば、それは妻帯綿業労働者の約24パーセントに相当する。1891年センサスによれば、ランカシャの妻帯者のうち34歳以下の者は21.6パーセント、25—34歳の者は18.8パーセント、24歳以下の者は3.5パーセントであった。これらの数字は、父親が30歳を超えるまでは、子が幼くて子らの家計への貢献がなく、妻が工場で働いたことを裏付けるものと言える。工場で働く妻の半数は炭坑労働者や他の労働者の妻であるとのメイ・エイブラハムの観察は、あるいは綿業労働者の妻の工場労働を過少に見たと言えるかもしれない。ランカシャのブラックバーン等の炭坑労働者の妻は、夫が就業しているときは、家庭に留まって賃労働に従事しないのが普通だったからである<sup>51)</sup>。1889年の商務省の報告によると、綿業労働者の賃金分布は表3—23のとおりである。商務省報告によって、各賃金水準の成人男子労働者から得られる妻帯者数の推計と、それが男子綿業労働者全体に占めた比率率とを左の二つの欄に示してある。それによると、男子綿業労働者28,048人中に21シリング以下の賃金の推計妻帯者が占めた比率は約29パーセント、20シリング以下が占めた比率は18パーセント、19シリング以下が占めた比率は16パーセントである。妻が働いていた共働きの綿業労働者の数を約17,000人とすれば、それは男子綿業労働者総数約12万人中の14パーセントである。もし綿工場で働いていた主婦の半数が綿業労働者の妻だったとすれば、言い換えれば、綿業労働者の約14パーセントに相当する男の妻が工場で働いていたとすれば、彼女らの夫の賃金は、多くの場合に19シリング11ペンスと18シリングの間以下で、仮に綿工場で働いていた主婦の大部分が綿業労働者の妻だったとすれば、夫の賃金は、21シリン

49) *Report on the Employment of Women*, p. 118.

50) Board of Trade (Labour Department), *Report by Miss Collet on the Statistics of Employment of Women and Girls* (1894), pp. 36, 106.

51) Anjela V. John, *By the Sweat of Their Brow, Women Workers at Victorian Coal Mines* (1980), p. 116.

表 3-23 男子綿業労働者の賃金分布

右の全体中の%	夫の計推	週平均賃金	人 数	%
5.2%	1,451人	36 s.—50 s.	2,452	8.7
11.3	3,161	30 —35	5,341	19.0
1.0	284	29	480	1.7
1.6	442	28	748	2.7
1.5	420	27	711	2.5
0.5	146	26	247	0.9
1.0	282	25	477	1.7
1.3	361	24	611	2.2
4.1	1,150	23	1,944	6.9
2.6	718	22	1,214	4.3
10.9	3,057	21	5,164	18.4
2.1	588	20	994	3.5
5.9	1,655	19	2,796	10.0
4.4	1,237	18	2,090	7.5
3.1	857	17	1,448	5.2
1.4	384	16	649	2.3
0.9	255	15	432	1.5
0.2	56	14	96	0.3
0.1	16	13	28	0.1
0.02	7	12 s.以下	126	0.4
		計	28,048	99.8

(資料) Board of Trade Returns of Wages in the Principal Textile Towns of the United Kingdom with the Tables Thereon (1889) pp. 7—58.

グ11ペソスと20シリングの間以下だったろうと推測できる。

こうして1891年センサスと商務省労働局の賃金統計による推計は、当時の人々の観察や調査と一致して、妻が家庭外の賃労働に従事したのは週給20シリング以下の労働者が多かったであろうことを示唆する。そこで次に我々は、同じ商務省の賃金統計と1901年センサスの職業統計によって、ロンドン、ランカシャ、ヨークシャの労働者の家族の生活状態を考察することにする。

1901年センサスの職業統計は、女性について、初めて各項目の人員を未婚と妻または寡婦とに二分して記載した。残念なことに妻と寡婦の区分はされていない。また男性については既婚・未婚の区分はない。しかし、男女各々の人口中の未婚、夫と妻、寡夫と寡婦の人員は、25歳以上については10歳ごとの年齢区分で示されている。またこのロンドン、ヨークシャ、ランカシャの3州のみは、職業統計も25歳以上は10歳ごとの年齢区分で人員が記録されていると同時に、各職業について、在宅就業、雇用主、被雇用者、自営、不明の人員が記されている。従って、ある年齢集団中に占める夫の数の比率が各職業集団にも妥当すると仮定すれば、各職業集団中の妻帯者の数を推計できる。まず我々は週賃金が20シリング以下の者を含むと思われる職業の25歳以上の男

## 19世紀末英國における労働者階級の生活状態(2)

(資料) Board of Trade, General Report on the Wages of the Manual Labour Classes in the United Kingdom....1886 and 1891.  
(Irish University Press Series, British Parliamentary Papers, Industrial Relations, Vol. 20, 21)

## 19世紀末英國における労働者階級の生活状態(2)

表3-25 事業者と農夫の筋肉労働者の賃金水準による分布推計

	口 シ ド シ ナ				ラ ン カ シ ャ				ヨ 一 ク シ ャ				不 明		
	19s. or 20s. 以 下	21s. 24s.	25s. 29s.	30s. 以上	不 明	19s. or 20s. 以 下	21s. 24s.	25s. 29s.	30s. 以上	不 明	19s. or 20s. 以 下	21s. 24s.	25s. 29s.	30s. 以上	
通 勤 家 事 奉 公 人 輸 等 芸 業	2,857	8,454	5,127	3,131	—	795	2,353	1,432	871	—	1,273	3,768	2,294	1,395	—
通 運 港 農 飲	27,217	26,150	13,977	16,438	—	18,620	18,915	12,452	11,945	—	17,264	15,671	9,419	8,616	—
建 木 煉 化 皮 製 織 衣 食 品 製 造 販 売	29,616	—	—	5,082	25,204	—	—	—	—	4,469	7,780	—	—	—	1,650
工 建 木 煈 化 皮 製 織 衣 食 品 製 造 販 売	1,099	1,768	1,072	12,180	669	9,774	1,811	1,102	13,216	340	19,001	2,757	1,678	25,492	116
工 建 木 煈 化 皮 製 織 衣 食 品 製 造 販 売	222	94	300	267	—	9,336	34,871	3,928	1,973	—	8,982	20,550	25,768	3,050	—
工 建 木 煈 化 皮 製 織 衣 食 品 製 造 販 売	1,171	13,259	5,286	26,632	17,585	23,786	8,771	16,284	28,477	6,263	21,811	15,668	27,163	23,454	5,803
工 建 木 煈 化 皮 製 織 衣 食 品 製 造 販 売	15,720	3,603	2,737	70,463	—	15,707	4,476	3,073	51,891	—	16,992	3,571	6,623	26,864	—
工 建 木 煈 化 皮 製 織 衣 食 品 製 造 販 売	879	1,037	702	1,739	27,292	780	1,026	686	1,606	13,822	736	1,005	696	1,874	7,494
工 建 木 煈 化 皮 製 織 衣 食 品 製 造 販 売	107	153	71	90	2,663	688	980	455	475	4,097	897	1,279	594	609	3,445
工 建 木 煈 化 皮 製 織 衣 食 品 製 造 販 売	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,591
工 建 木 煈 化 皮 製 織 衣 食 品 製 造 販 売	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5,185
工 建 木 煈 化 皮 製 織 衣 食 品 製 造 販 売	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
工 建 木 煈 化 皮 製 織 衣 食 品 製 造 販 売	742	2,249	4,159	14,923	2,982	187	566	1,047	4,068	2,428	130	394	730	2,925	930
工 建 木 煈 化 皮 製 織 衣 食 品 製 造 販 売	675	662	218	574	582	26,486	24,889	5,743	21,596	2,561	14,441	12,667	11,415	11,325	7,381
工 建 木 煈 化 皮 製 織 衣 食 品 製 造 販 売	6,415	11,028	6,106	10,115	6,507	2,234	6,882	3,153	5,095	4,530	2,424	7,162	3,286	4,969	1,749
工 建 木 煈 化 皮 製 織 衣 食 品 製 造 販 売	564	796	407	505	68,121	261	369	188	319	50,455	612	865	441	572	39,365
工 建 木 煈 化 皮 製 織 衣 食 品 製 造 販 売	1,962	1,971	976	2,689	554	3,634	1,320	553	1,912	200	2,818	1,531	745	1,536	102
工 建 木 煈 化 皮 製 織 衣 食 品 製 造 販 売	5,386	—	—	104	—	3,791	—	—	68	—	3,490	—	—	65	—
工 建 木 煈 化 皮 製 織 衣 食 品 製 造 販 売	43,137	—	—	—	—	34,429	—	—	—	—	21,368	—	—	—	—
工 建 木 煈 化 皮 製 織 衣 食 品 製 造 販 売	—	—	—	—	—	10,951	—	—	—	—	15,157	—	—	—	13,941
小 計	137,789	71,224	41,198	159,850	157,479	175,712	107,229	50,096	143,512	112,798	140,019	86,888	90,852	112,746	90,752
公 務 門	0(6,668)	(9,194)	(16,509)	—	—	—	—	0(269)	(6,588)	(1,857)	—	0(524)	(6,519)	(1,861)	—
公 專 商	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	16,558
小 計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	46,632
累 計	137,789	77,892	50,332	176,359	347,215	175,712	104,498	56,684	145,369	205,255	140,019	87,412	97,371	114,607	153,942

子労働者中に含まれる夫の数を、10歳ごとの区分で推計する。(19世紀後半の男子の結婚年齢は平均26歳であった<sup>52)</sup>。) 10歳ごとの年齢区分で推計された夫の数の合計を、その業種に従事する妻帯者の数とする。次に、その妻帯者中の、週賃金20シリング以下の者の数を推計するが、職業統計項目中に労働者 labourer と明記してある農業労働者、建築・建設鉄道労働者、一般労働者、道路清掃夫、行商人(雇用主を除く)は、すべてそれに相当すると考える。港湾労働者は、日雇賃金が比較的に高かったが、雇用の不定期性の故にこれに該当すると考える。ちなみに1891年に臨時雇いでない港湾労働者でさえ、通年すると週に4日しか就業できなかつたのである<sup>53)</sup>。その他の職業については、商務省の賃金統計に基づいて各業種中の労働者の、4段階に分けた分布状態の比率を示す表3—24を作成し<sup>54)</sup>、それによってセンサスの職業統計中に含まれるそれらの労働者の人員を推定する。(表3・25)。センサスの職業統計中の項目で、商務省の統計にない職業については、リーヴァイの著書『労働者階級の賃金と稼得』及びチャールズ・ブーズの『ロンドンの人々の生活と労働』を参考にしたり<sup>55)</sup>、類似の職業の率を適用したりして比率を出す。なお、衣類・装身具については、在宅就業者の人員から自営の人員を差し引いた残りを搾取的手間賃の内職下請労働者とし、被雇用者の数からその数を差し引いたものを工場あるいは作業場の労働者と考える。更に衣類については、その30パーセントが高級注文服、残りが安物既製品の工場で働くものと考える<sup>56)</sup>。通勤家事奉公人は、住み込み家事奉公人に支払われる年給と住居費と食費を

52) William Ogle, 'On Marriage Rate and Marriage-ages with special reference to the Growth of Population; *Journal of the Royal Statistical Society*, vol. 53 (1890), p. 253. ラウントリによれば、ヨークでは不熟練労働者の3分の1弱が23歳以下で、58%以下が26歳未満で結婚し、熟練労働者の5分の1以下が23歳未満で、49パーセント以下が26歳未満で結婚した。B. S. Rowntree, op. cit., p. 173.

53) John Lovell, *Stevedores and Dockers: A Study of Trade Unionism in the Port of London, 1870—1914* (1969), p. 32.

54) Board of Trade, *General Report on the Wages of the Manual Labour Classes in the United Kingdom; With Tables of the Average Rates of Wages and Hours of Labour of Persons Employed in Several of the Principal Trades in 1886 and 1891*. [c. 6889]. *Irish University Press Series, British Parliamentary Papers, Industrial Relations*, vol. 20, 21.

55) Leone Levi, op. cit. Charles Booth, *Life and Labour of the People of London* (1902).

56) Charles Booth, *Ibid.*, First series, vol. 4, pp. 47, 148 より推計。被雇用者数による洋服仕立店の分類

A. 26人以上の被傭者のいる店	15	1.6%				
B. 10—25人の被傭者のいる店	201	22.3%				
C. 9人以下の被傭者のいる店	685	76.1%				
仕事の質と工賃による分類			A	B	C	計
I. 最高級注文服 モーニングコート	12—9シリング		0	28	26	54
II. 注文服・並製品 モーニングコート	9—6シリング		6	68	118	192
III. 並製品 モーニングコート	4—1.5シリング		8	88	363	459
IV. 安物 モーニングコート	1.5シリング—9ペニス		1	17	178	196
	総計	15 201 685 901				

「ロンドンには仕立職人組合に加入して然るべきと思われる人員が1万人いると推計されるが、実際に加入しているのは僅かに2,600人だ」とブーズは書いている。

表 3-26 就業する労働者の妻の推計

	ロンドン			ランカシャー			ヨークシャー		
	就業者	雇用主	自営と被用者	就業者	雇用主	自営と被用者	就業者	雇用主	自営と被用者
家事奉公人	22,732	0	22,732	13,297	0	13,297	7,729	0	7,729
雑役婦	21,624	0	21,624	13,924	0	13,924	8,336	0	8,336
クリーニング	27,204	0	27,204	7,500	0	7,500	4,627	0	4,627
その他のサービス	2,966	0	2,966	1,407	0	1,407	794	0	794
運輸、運搬	292	25	267	311	55	256	241	39	202
農業、園芸	362	32	330	186	26	160	551	29	522
鉱業	9	0	9	206	0	206	18	1	17
金属加工・機械製作	456	45	411	321	44	277	2,269	81	2,188
精密機械	405	85	320	89	15	74	48	11	37
建築	64	52	12	80	78	2	98	67	31
木工	2,433	101	2,332	718	48	670	379	16	363
煉瓦・ガラス等	90	11	79	101	5	96	124	4	120
化学生産	837	28	809	497	11	486	103	15	88
皮革製造	2,766	71	2,695	327	20	307	275	26	249
製紙・印刷	5,534	60	5,474	1,021	22	999	247	9	238
織維工業	2,610	95	2,515	72,191	37	72,154	22,831	30	22,801
衣料・装身具	41,029	1,639	39,390	15,842	644	15,198	10,782	470	10,312
食用品	6,988	610	6,378	7,798	573	7,225	8,269	388	7,881
その他	4,328	66	4,262	4,565	70	4,495	6,639	463	6,176
計			139,809			138,733			72,711
寡婦の30%			59,255			52,332			39,958
労働者の妻			80,554			86,401			32,753

勘案して、家事奉公人の年給20ポンド以下の者の比率を、週給20シリング以下の者の比率に相当するとして、通勤家事奉公人に適用する<sup>57)</sup>。婦人については、筋肉労働と商業に従事する妻と寡婦の数から雇用主を除き、更に寡婦の30パーセントを差し引いた数を労働者の妻のなかで就業している者の数とする<sup>58)</sup>。表3-26はその結果である。妻子の稼得がなければ生活を維持できなかったのは、表3-25中の19乃至20シリングの週給を得ていた夫の外に、失業中の者もいた。世紀末の失業率を5パーセントとすると<sup>59)</sup>、妻子の稼得を必要とした男は、ロンドンで約16万人、ランカシャーで約20万人、ヨークシャーで約16万人であった。就業している妻は、それぞれ約8万、8万6,000,

57) 主人の長期不在中に家事奉公人に渡される食費 board wage は、週あたり14—15シリングだった。

Pamela Horn, *The Rise and Fall of Victorian Servants* (1976), p. 32.

58) 1911年にハチネズは、寡婦の就業率はドイツの44%より低いが、かなり高いであろうと考えたが、1914年の調査では、果たして、寡婦の30.1%が就業していた。B. L. Hutchins, *The Working Life of Women, Fabian Tract No. 157* (1911), pp. 8—9. P. N. Stearns, *Working Class Women in Britain 1890—1914*, p. 114.

59) S. B. Saul, *The Myth of the Great Depression 1873—1896* (1969), p. 5.

3万3,000である。妻が働いていない男は子の稼得に依存したことは言うまでもない。これらの家族と少年少女の就業状態は表3-27のとおりである。この表によって19世紀末のロンドン、ランカシャー、ヨークシャーの労働者の生活状態を概観してみよう。まず25歳以上の夫のうち、妻の稼得に助けられて生計を維持した者の占めた比率は、少なくともロンドンで11パーセント、ランカシャーで12.3パーセント、ヨークシャーで5.45パーセントであった。次に子の稼得がなければ生活できなかった家族は、それぞれ約11万、14万、15万であった。10歳から14歳の就業者の大部分はこの家族の児童だったと思われるが、その子らは10家族につき、それぞれの州で、4人、3.4人、2.2人だった。15歳から19歳の就業者は中層階級下位も含めた勤労者の全階層の家族に属し、親と同居の者も別居の者もいたが、同居の者が特に低賃金労働者の家族に集中していたとは考えられない。10歳から19歳の就業者は労働者の家族と、公務員・専門職・商業経営者の家族の2分の1と、店員の家族を含む家族とを合計したものの、全家族の10家族につき、最も多くてロンド

表 3-27 1901年センサスによる推計概数

		ロンドン	ランカシャー	ヨークシャー
A	25歳以上、週給20—19 s.以下の妻帯・寡夫労働者の推計	137,800	175,700	140,000
B	25歳以上の妻帯・寡夫労働者で失業中の者の推計	25,000	27,000	24,000
C	就業する妻の推計(雇用主を除く)	80,600	86,400	32,800
D	(A+B)-C	82,200	116,300	131,200
F	25—44歳の寡婦	33,650	30,000	19,300
F	子の稼得に依存した家族の推計	115,750	146,300	150,500
G	10—14歳の就業者	47,480	50,600	33,700
H	G ÷ F	0.41	0.34	0.22
I	15—19歳の就業者	391,670	440,400	333,700
J	G + I	439,150	491,000	367,400
K	有業の10—19歳の男子の同居の可能性ある家族	678,000	640,000	559,000
L	J ÷ K	0.65	0.76	0.61
M	週給30s.以上の妻帯・寡夫労働者の推計	159,850	143,500	112,700
N	公務員・事務職、商業従事者の50%	95,000	50,600	36,000
O	M+N	259,850	194,100	148,700

B……筋肉労働者の5%

K……筋肉労働者+(公務員・専門職・商業従事者) $\frac{1}{2}$

表 3-28 19世紀末生活状態の推計 [家族数と(%)]

	ロンドン	ランカシャ	ヨークシャ
1. 窮乏状態	45,000 (5.3)	42,000 (5.4)	58,700 (9.2)
2. 妻の就業で最低生活	80,600 (9.5)	86,400 (11.1)	33,000 (5.2)
3. 子の貢献で最低生活	75,200 (8.8)	133,500 (17.2)	91,800 (14.4)
4. 夫の賃金だけで最低生活	25,000 (2.9)	25,700 (3.3)	33,900 (5.3)
5. 妻の就業でややゆとりある生活	—	—	—
6. 子の貢献でややゆとりある生活	46,300 (5.4)	81,500 (10.5)	53,000 (8.3)
7. 夫の賃金だけでややゆとりある生活	14,400 (1.7)	12,000 (1.5)	35,400 (5.6)
8. 子の貢献でゆとりある生活	26,700 (3.1)	38,100 (4.9)	55,400 (8.7)
9. 夫の賃金だけでゆとりある生活	160,000 (18.8)	143,500 (18.5)	112,700 (17.7)
10. 公務員・専門職・商業従事者	222,100 (26.0)	101,200 (13.0)	72,100 (11.3)
11. 不明	157,500 (18.5)	112,800 (14.5)	90,800 (14.3)
	852,800(100)	776,700(99.9)	636,800(100)

ンで7人、ランカシャで8人、ヨークシャで7人だった。仮りに彼ら全員がひとりずつ親と同居して家計に貢献したとすると、表3-27の賃金分布に照らして分類すれば、各地の労働者の生活状態は表3-28のようになる。これによると、上段4までの層に属する家族は経済状態に不満をもって生活していたであろう。働く妻の幾人かは第5欄に属したが、その数は推計できない。しかし、この家族は、当時の妻の賃労働従事への態度を考慮すると、夫婦ともに不満のうちに生活した者が多かったと思われる。上段の四つの欄の層の家族が全体の中に占めた比率は、ロンドンで26.5パーセント、ランカシャで37パーセント、ヨークシャで34.1パーセントだった。更に第6欄、第7欄のややゆとりある家族の妻たちの多くは、結婚前に賃労働に従事し、その収入の一部を当時著しく増加した大衆的な消費財や娯楽に自由に費したことがあったのに、結婚後の経済状態ではその面の禁欲を強いられたから、「心理的に生活の質の低下<sup>60)</sup>」を感じたであろう。以上の人々は、19世紀末英國のいわゆる「豊かさの中の貧困」を経験していた。その時代の豊かさに真に与ることができたのは、表3-28の第8欄と第9欄、及び第10欄の家族の過半数、及び独身で定期雇用に就業する男、並びに定期雇用の職に就業する父親と同居の10歳代後半の就業する青年男女だった。第11欄の不明の集団の大部分は職人と食品製造販売業や飲食サービス業従事者で、彼らの過半数も豊かさのうちに生活したであろう。従って、仮に10歳代後半の就業者の、家族との同居が、1家族につき1名であった場合には、各地の40パーセント内外の家族が時代の豊かさを享受していたことになる。しかし、青年就業者の親との同居が片寄り、同居の平均が一家族あたり1.5人だったならば、その豊かさに与ることのできた家族は2乃至4パーセント減少し、窮乏状態の家族が1乃至2パーセント増加したであろう。下宿人を置くことで豊かさを増し

60) P.N. Stearns, 'Working Class Women', p. 102.

た家族が相当数あったが、その範囲は不明である。ただ確かなことは、低賃金の不熟練労働者の貧困な家族には、同居人が少なかったということであり<sup>61)</sup>、前述の結論に変更を加える必要はないであろう。

## 結論

我々は生活水準と不満ということから筆を起こした。産業革命が英國の国民所得を飛躍的に増大させたのに、18世紀末から19世紀前半にかけて「貧しき者」の間に不満がみなぎったのは何故か。長年にわたる生活水準論争によっても、経済史学者はそれに対して一致して明確な答を提供する段階に至っていない。ただ、今までにかなり明らかになったと思われることは、実質賃金指数に関する限り、1790年から1850年という長期的期間をとると、それが上昇したことである。実質賃金の上昇が利益となるのは就業している者に限られることは言うまでもないことであり、例えば対仮戦争後の物価の低落は実質賃金指数を上げる原因となったが、戦後の3年間に除隊した40万人の男が労働市場に与えた影響を考慮すると<sup>1)</sup>、フリンが実質賃金の上昇を認めているこの時期に労働者の困窮に関する文献的証憑が豊富に存在するのは不思議でない。しかも、アイルランド人労働者の流入も含めて、人口は1801年から1851年までの間に2倍近くになっていたのである。18世紀末から19世紀初期にかけて、人口の圧力が労働者の生活水準の上昇を妨げた最も大きな要因となったことを、A. J. テイラはクルーゼの言葉を引用して主張している<sup>2)</sup>。労働供給の大なる弾力性の故に経済成長のなかで企業家は特に高い賃金を支払わずに労働力を調達でき、労働力が豊富だったために労働節約的発明に対する労働者の激しく暴力的な反対も生じたのであった<sup>3)</sup>。こうした状況のなかで、産業革命期英國の経済成長は労働者の生活を非常に豊かにすることはできなかったであろう。マサイアス教授の言うように「ひとりあたりの消費水準には重要な変化が生じなかった」のである<sup>4)</sup>。この時期に消費生活を豊かにすることができたのは、中層階級の人々と、自己の技術が旧来の市場価値を失わなかった少数の熟練職人の家族と新技術を習得したり需要が増大したりした職工、及び、工場で働いていた独身の青年男女と、富裕な家族に住み込んで働いていた若い家事奉公人たちであったろう。産業革命の進展途上で消費生活が豊かになった人と停滞した人の数的把握はアッシュトンのような印象的判断を別とすれば不可能だが、1830年代には工場労働者が労働者階級の少数者だったことは確かである。新しい競争社会と技術

61) B. S. Rowntree, *op. cit.*, p. 83.

1) H. J. Habakkuk' *American and British Technology in the Nineteenth Century; The Search for Labour-saving Inventions* (1962), p. 137.

2) A. J. Taylor (ed.), *The Standard of Living in Britain in the Industrial Revolution* (1975) p. 1.

3) H. J. Habakkuk, *op. cit.*, pp. 139 and 142.

4) Peter Mathias, *The First Industrial Nation*, second edition p. 201.

革新のなかでは、雇用主に上昇できた不熟練労働者がいたかもしれないが、伝統主義に固執した独立手工業職人の親方が18世紀に彼に保証されていた中層階級の地位から下層の労働者へ転落することも生じたであろう。英國人の二分法的社會觀に照らしてみると、この転落は大問題であったと思われる。英國社會を富者と貧者に大別したとき、貧者の占めた比率は18世紀中期から19世紀中期まで増加していった。中層から下層への転落に脅かされていた人が常に相当数存在していたのである。しかも、パーキンの計算によれば、国民所得の賃金への分配率は1790年から1850年までの間に6乃至14パーセント減少し<sup>5)</sup>、ウイリアムスンによれば、1827年から1751年の間の年間の稼得は、農業労働者等の低賃金職種集団では10パーセント増加したが、熟練労働者を含む商工業部門の労働者の集団では2.7パーセント減少したのに対して、専門職を含むホワイト・カラーの場合には45パーセントの増加を示した<sup>6)</sup>。19世紀前半の英國社會にみなぎった不満の究極の原因是、すべての価値を貨幣に換算する社會觀によって自尊心を傷つけられた貧しき者の、その価値觀に対する反逆であったというのがJ. L. ハモンドの説いたところである<sup>7)</sup>。しかし、人々が不満を爆発させた理由のひとつは、貧困であることに関してそれまで感じられなかった痛みを人々がこの時期に新たに感じ始めた<sup>8)</sup>ことではなく、その不満が爆発したときには、産業革命の過渡期的摩擦に伴って、現実に、局部的・一時的「絶望と飢餓」が常にどこかに存在したので、社會はホップズボームが「慢性的不満<sup>9)</sup>」と呼ぶ徵候を呈したのではなかつたろうか。慢性的不満のもうひとつの理由は、18世紀に中層階級の一員であると自認していた熟練手工業職人の社会的地位の低下、言い換えれば下層階級たる労働者階級への組み入れがあった。特に自己の技術が陳腐化の不安に脅かされた熟練職人の不満は強かった。チャーティズムの運動において指導的役割を演じたのは、ニールが「不完全雇用の知識人」と呼んだところの<sup>10)</sup>言わば文士浪人であったが、ロンドンでその運動に最も熱心に多数参加したのは、技術革新なり生産過程の再編成なりによって、労働組合の力だけでは労働市場を管理できなくなった製靴、仕立、大工、製帽、石工、鍛冶の職人たちであった。彼らは自己の地位の転落に危機感を抱き、政府の保護的干渉を実現するための手段として普通選挙権を要求したのであった<sup>11)</sup>。更に、19世紀前半の中層階級と熟練職人の間の稼得の格差拡大も、旧来の技術を陳腐化された熟練職人の不満をいっそう強めたで

5) Harold Perkin, *The Origins of Modern English Society 1780—1880*, pp. 137—8.

6) Jeffrey G. Williamson, 'Earnings Inequality in Nineteenth-Century Britain', *Journal of Economic History*, vol. 15 (1980), pp. 465—6, 471.

7) J. L. Hammond, 'The Industrial Revolution and Discontents', *Economic History Review* 1st series vol. 2 (1930), pp. 227—8.

8) Ibid., p. 227.

9) E. J. Hobsbawm, *Industry and Empire*, p. 73.

10) R. S. Neale, *Class and Ideology in the Nineteenth Century* (1972), p. 22.

11) I. J. Prothero, 'London Chartism and the Trades', *Economic History Review*, 2nd series vol. 24 (1971), p. 210.

あろう。

しかし、19世紀前半の経過のなかで富者と貧者の境界が確立され、もはや熟練労働者が自己の帰属する階級を中層と考えたり、労働者階級への帰属を転落と受けとめて不満に思うことはなくなっていた。彼らは自己の社会的地位を貧者と措定し、富者の支配的文化に対抗する貧者の庶民文化の伝統を受け継ぎ、19世紀の労働運動に表わされたような諸側面も含めて、19世紀後半の労働者階級の生活を展開したのであった。富者と貧者の社会はE. P. トムソンによれば文化的に二つに分かれた社会であり、各々がそれ自身の行動の原理と型をもちながら、一定の許容範囲を設けて互いに深刻な衝突を顕在化させることなく、互いに他方を意識しつつ生活し、互いに自らなし得る限界を認識し、その均衡の上に成立した社会であった<sup>12)</sup>。その関係のなかには、貧者が富者を打倒して権力を奪取するという態度はない。國家の政治は富者の領域で、富者が貧者に伝統的あるいは慣習的生活水準を保証する限り、それを富者に委ねるというのが貧者の態度ではないかと思われる。マクラウドが19世紀後半のロンドンの労働者階級のなかに「社会に対する義務感を育まれて成人した者はほとんどなかった」と書いているのは<sup>13)</sup>、そのことを述べたのである。20世紀の英国人労働者が「政治と自分自身の職業的福祉とは全く別のものとして仕切って心の中にしまい込み」「労働組合員の3人に1人が保守党に投票する<sup>14)</sup>」「のも、伝統的態度以外の何物でもない。「政府の戦争はおれの戦いじゃない。おれには何の関係もないことなんだ<sup>15)</sup>」という態度は単に小説の虚構ではないであろう。従って19世紀後半の英國労働運動の沈静は、労働貴族の指導をまたないでもたらされたであろうと思われる。なぜならば、1840年代半ばまでは、国民所得の増加するなかで労働者階級への分配率が低下していったが、その後その分配率が一定となり、国民所得の増加と共に労働者階級の所得も増加していったからである。1851年と1901年とを比較すると、ひとりあたり国民所得は約2.2倍となっていた。しかし、分配されるペイが2倍になったとき、分配率が同一でも、もともと比較的に多くの分配を得ていた者と少ない分配を受けていた者の分配量の差も倍になるから、富める者と貧しき者の格差は拡大していった。従って国民所得の増大と共に労働者の生活が向上したという説も真実であるが、その生活の向上の程度が富裕な人々の安楽の増大ほどに顕著でなく、所得分配の不公平が増大したというのも人々の実感するところだったであろう。しかし、ひとりあたり国民所得の成長が50年間で2倍に達した場合に、一定の分配率の故に生じる分配量の格差の増大が感じ取られるまでには、かな

12) E. P. Thompson, 'Patrician Society, Plebeian Culture', *Journal of Social History* vol. 7 (1974), pp. 382—405.

13) Hugh McLeod, *Class and Religion in the Late Victorian City* (1974), p. 43.

14) Michael Shanks, *The Stagnant Society* (1961), p. 58.

15) Alan Sillitoe, *The Loneliness of the Long-Distance Runner* (1959). 丸谷才一, 河野一郎訳『長距離走者の孤独』(1973) p. 21.

りの時間的経過を要した。19世紀末英國の労働運動の高揚の一因はそこにあったのではないであろうか。そして分配量の相対的低下を特に強く感じたのは不熟練労働者であった。なぜならば、ウイリアムスンによると熟練工と不熟練工の賃金格差が1851年以降に拡大し、1881年から1901年の間に特にその格差が開いたからである。1888年のマッチ工場の女工の労働組合結成に始まり1889年の大ドックストライキをクライマックスとする「新組合主義」の特徴は、「宣伝活動と組織活動の両面における社会主義者の指導者によって提供された援助<sup>16)</sup>」であり、社会主義者たちの活躍はウェッブ夫妻によって縷々述べられている<sup>17)</sup>。しかし社会主義の理論が労働者一般にどれほど受け入れられたかは疑問である。ドッカーのストライキの時に、マルクス主義的政治団体である社会民主連盟が争議の指導者であるジョン・バーンズに赤旗を掲げることを要求したが、「そのような行動は運動全体を打ちこわして、ドック労働者を味方に引き込むかわりに資本家の手中に追いやってしまうおそれがあった<sup>18)</sup>」とエンゲルスは回想している。また、チャールズ・ブーズはロンドン北西部の労働者について、「なおざりにされているのは宗教だけではない。政治にも、地方行政にも、教育にも大した興味は向けられていない。労働者階級が熱心なのはただ労働組合運動に関してのみである<sup>19)</sup>」と述べ、ロンドン中部の製靴職人については「政治的意識は高くというより深くみなぎっている。というのは彼らの間に意見の相違はほとんどなく、大部分の者が急進主義であって、それより更に進んで共和主義や社会主義の者は極く僅かだからである<sup>20)</sup>」と述べている。ロバート・ロバツは、マンチェスターの労働者について、「1914年以前には労働者階級の下位の人たちの大多数はいかなる形の社会主義の学説も知らなかった。……その種の思想に接した者は、たいてい無関心を装うか、または多くの場合に敵意を示した<sup>21)</sup>」と書いている。「1889年の激動の原因は社会主義ではなかったのではないか」というラヴェルの見解は傾聴に値する<sup>22)</sup>。1885, 6, 7年のロンドンの集会と騒乱に参加した失業者たちは革命的階級意識をもったプロレタリアートではなく、生活する権利を主張し、生活の保証を富者に要求するために集まつた貧者の群だったと把える方が正しいのではないかだろうか。ところで大ドックストライキを成功させた最も大きな要因は、公衆から寄せられた義援金であった。オーストラリアの人々からの巨額の送金も含めて、その義援金の総額は48,736ポンドであったが、英國で集められたのは

16) Henry Pelling, *A History of British Trade Unionism* (1963) p. 97.

17) Sidney and Beatrice Webb, *The History of Trade Unionism* (new edition 1920) pp. 401—4.

18) エンゲルスの『デイリ・クロニクル』紙の記者との1893年7月1日の対談。Allen Hutt, *British Trade Unionism* (1952), 塩田庄兵衛訳『イギリス労働運動史』(1956) p. 50.

19) Charles Booth, *Life and Labour of the People in London* IIIrd series vol. 1, p. 182.

20) *Ibid.*, Ist series, vol. 4 p. 141.

21) Robert Roberts, *The Classic Slum: Salford Life in the First Quarter of the Century* (1971) (Pelican Books 1973), p. 28.

22) John Lovell, *British Trade Unions 1875—1933* (1977), p. 21.

16,000ポンドで、そのうちの4,200ポンドが労働諸団体からの寄付金だったのに対して、日刊夕刊紙「スター」を通して寄せられた金額は6,700ポンドに上ったのである<sup>23)</sup>。スター紙の読者の大部分は下位中層階級の人々と熟練労働者だった。「センチメンタルでセンセイショナルな80年代」<sup>24)</sup>の最後に、体制への反逆に寄せられた公衆の未曾有の同情と支援は、これら下位中層階級の人々の不満の現われだったのでないであろうか。19世紀末から20世紀初期にかけて、英國の労働者階級と中層階級との間の隔りが更に甚しくなったとホップズボームもペリングも述べている<sup>25)</sup>。その隔りの拡大は、ペリングによれば、教育制度、会社や工場の規模の拡大、住居の地域的分離に起因したものであって、階級的区分の境界線に接している下位中層階級と労働貴族の稼得の格差拡大に起因したのではなかった。その格差はむしろ縮小したのである。ホワイトカラーと呼ばれる勤労者の収入は、専門職に匹敵するほど多いこともあったが、普通は労働貴族の賃金と同額かそれをやや上まわる程度で、それ以下のことも少なくなかった。彼らは意識的には労働者階級との格差が拡大した時期に、所得においてはその格差が縮小した時期に生活していた。彼らは中層階級としての体面を保つためには、禁欲を強いられた。産児制限も、まず中層階級から始まったようである<sup>26)</sup>。彼らが大切にした社会的地位のために彼らが払った犠牲は大きかったのである<sup>27)</sup>。19世紀末に最も不満をもって生活していたのは、これらの低収入の下位中層階級の人々と、一般的稼得水準が上昇したなかで、低賃金のままとり残され、世紀末に大量生産され、また流通機構の整備拡充により豊富に安価に供給され始めた準生活必需品や装身具、または大衆的娯楽やレジャーに支出する余裕が全然なかった不熟練労働者の家族だったであろう。

低賃金の不熟練労働者の家族でも、家族全員が就業して得られる収入の合計 (family income) によって高い生活水準を達成した場合もあった。産業革命期の消費財の市場は、中層階級と熟練労働者の家族のほか、現金収入を得られたこれらの主婦と青年男女の間に存在したと考えられる<sup>28)</sup>。しかし、19世紀が進むなかで成立した淑女観、婦人労働観と、家内工業の衰退、及び婦人労働を労働市場への圧迫と把えた男子労働者の婦人労働への反対等の様々な理由から、男子の賃金は家族全員を扶養できる額 (family wage) であるべきだとする思想が、19世紀後半から世紀

- 
- 23) Ken Coates and Tony Topham, *The New Unionism, The Case for Working Control* (1972) (Penguin Books 1974), p. 25.
- 24) Helen Fisher Hohman, *The Development of Social Insurance and Minimum Wage Legislation in Great Britain* (1933), p. 359.
- 25) E. J. Hobsbawm, 'The Labour Aristocracy'; in *Labouring Men*, p. 297.  
Henry Pelling, *op. cit.*, p. 90.
- 26) Judith Ryder and Harold Silver, *Modern English Society, History and Structure 1850—1970* (1970), p. 111.
- 27) Sidney Pollard and David W. Crossley, *The Wealth of Britain 1085—1966*, p. 215.
- 28) Neil McKendrick, 'Home Demand and Economic Growth: A New View of the Role of Women and Children in the Industrial Revolution', in Neil McKendrick (ed.), *Historical Perspectives, Studies in English Thought and Society, in Honour of J. H. Plumb* (1974), p. 172. また、川北稔,『工業化の歴史的前提』(1983), p. 357.

末にかけて成立した。これは中層階級的家庭觀にとどまらず、労働者階級の男女の願望ともなったと思われる。そして、主婦労働が非常に多かった綿業都市においてすら、工場で働いた主婦の就業の主たる理由は夫の低賃金だったのである。従って主婦労働を、労働者の家族が要求した生活水準を夫の賃金のみでは達成できなかった指標と考えることに誤りはないであろう。低賃金の男の家族の家計は子の稼得によっても補助された。これらを総合して、19世紀末のロンドンとランカシャ及びヨークシャの人々の生活状態を見ると、真に窮乏状態にあったのは、各々の地域で、5.3, 5.4, 9.2パーセントで、貧困線以下のものは、窮乏状態のものも含めて、それぞれ26.5, 37.0, 34.1パーセントであった。更に、当時の主婦労働觀とファミリ・ウェイジの理想を考慮し、また、結婚前に貢労働に従事した女性に対して結婚後の主婦業専念のなかで強いられた大衆的消費財や娯楽の禁欲を考慮すると、「心理的に生活の質の低下<sup>29)</sup>」を感じた人はもっと多かったにちがいない。これに加えて、体面を保つのに汲々として生活した低収入の下位中層階級の勤労者の家族がいた。チャールズ・ブースは19世紀末ロンドンの住民の69.3パーセントが安樂と豊かさのうちに生活していると考えたが<sup>30)</sup>、我々の研究によれば、19世紀英國の豊かさのなかにあっても、物質的不満をもたないで生活できたのは、ロンドン、ランカシャ、ヨークシャの家族の40パーセント前後の人々だったのである。その他は何らかの不満をもって生活していた。それは必ずしも「知恵が多くなって悩みがふえ、相識が増したから憂いも増した」<sup>31)</sup> のではなく、工業化と近代化に伴う生活様式の変化のなかで、増加する国民所得の賃金への分配率が変化しなかつたために生じた現象だったのである。

29) P. N. Stearns, 'Working Class Women', p. 102.

30) Charles Booth, *op. cit.*, vol. II, p. 21.

31) 伝道の書1章18節。Wilfred Beckerman, *In Defence of Economic Growth* (1974), p. 90.